

平成27年第2回京丹波町議会定例会（第3号）

平成27年 6月 4日（木）

開議 午前 9時00分

1 議事日程

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 諸般の報告

第 3 一般質問

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員（16名）

- 1 番 森 田 幸 子 君
- 2 番 松 村 篤 郎 君
- 3 番 原 田 寿 賀 美 君
- 4 番 梅 原 好 範 君
- 5 番 山 下 靖 夫 君
- 6 番 坂 本 美 智 代 君
- 7 番 岩 田 恵 一 君
- 8 番 北 尾 潤 君
- 9 番 鈴 木 利 明 君
- 10 番 篠 塚 信 太 郎 君
- 11 番 東 ま さ 子 君
- 12 番 山 崎 裕 二 君
- 13 番 村 山 良 夫 君
- 14 番 山 田 均 君
- 15 番 山 内 武 夫 君
- 16 番 野 口 久 之 君

4 欠席議員（0名）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（20名）

町	長	寺	尾	豊	爾	君						
副	町	長	畠	中	源	一	君					
参	事	伴	田	邦	雄	君						
参	事	山	田	洋	之	君						
総	務	課	長	中	尾	達	也	君				
監	理	課	長	木	南	哲	也	君				
企	画	政	策	課	長	久	木	寿	一	君		
税	務	課	長	松	山	征	義	君				
住	民	課	長	長	澤	誠	君					
保	健	福	祉	課	長	下	伊	豆	か	お	り	君
子	育	て	支	援	課	長	津	田	知	美	君	
農	林	振	興	課	長	栗	林	英	治	君		
商	工	観	光	課	長	山	森	英	二	君		
土	木	建	築	課	長	十	倉	隆	英	君		
水	道	課	長	山	内	和	浩	君				
会	計	管	理	者	谷	口	誠	君				
瑞	穂	支	所	長	川	篤	勇	人	君			
和	知	支	所	長	榎	川	諭	君				
教	育	課	長	朝	子	照	夫	君				
教	育	次	長	中	尾	裕	之	君				

6 出席事務局職員（3名）

議	会	事	務	局	長	堂	本	光	浩
書	記	西	野	菜	保	子			
書	記	山	口	知	哉				

開議 午前 9時00分

○議長（野口久之君） それでは、改めまして、皆さん、おはようございます。

本日は、ご参集いただき大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、平成27年第2回京丹波町議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（野口久之君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、10番議員・篠塚信太郎君、11番議員・東まさ子君を指名します。

《日程第2、諸般の報告》

○議長（野口久之君） 日程第2、諸般の報告を行います。

本日の本会議に、京丹波町ケーブルテレビの撮影・収録を許可しましたので報告します。

藤田医療政策課長から、公務出張のため本日の会議を欠席する旨、同じく、山田事業参事から、公務のため午後の会議から退席する旨申し出があり、受理しましたので報告します。

以上で諸般の報告を終わります。

《日程第3、一般質問》

○議長（野口久之君） 日程第3、一般質問を行います。

一般質問は、通告に従い、順次発言を許可します。

最初に、松村篤郎君の発言を許可します。

松村君。

○2番（松村篤郎君） おはようございます。松村でございます。よろしくお願いたします。

それでは、ただいま議長から許可をいただきましたので、平成27年第2回定例会の一般質問を行います。

まず1点目、企業誘致についてでございますが、この質問につきましては、昨日鈴木議員、並びに篠塚議員両名の方から質問がございました。鈴木議員への答弁につきましては、京丹波産業ネットワーク組織の立ち上げ、地元企業の参加に期待するという、そしてその地元企業の活性化が企業誘致にまさるものであるという答弁をいただいております。

篠塚議員につきましては、買い戻した先行土地用地の活用について、農業関係者等打診し協議に入っている。また、企業への貸付地として検討中であるというような町長の答弁をお聞きいたしました。

京丹波産業ネットワークの組織につきましては、今朝の京都新聞に大きく早速取り上げられておまして、前向きな町長の姿勢が評価されたものだと感じております。それを踏まえて、私の一般質問、答弁をよろしくお願い申し上げたいと思います。

来月、7月に京都縦貫自動車道の全線開通を迎えることになりました。本町における立地条件はこれ以上ないと言えるぐらい整ってくることとなります。また、買い戻した先行取得用地や、現在あります民間の工業団地を含め、今、各町内で最近よく見受けられます太陽光発電設備の設置があちこちで見られる状況でございますが、この活用方法では雇用の促進というところまではいっていないというふうに感じております。

そこで、こういった交通網の好条件が整った時期にこそ、町の企業立地促進条例に適合する企業の誘致を強く推し進めるべき時期だと強く感じております。町内定住者の減少に歯どめをかけるためにも、また今後の町の発展を前提として、これから企業誘致にどのように立ち向かっていかれるのか、お伺いしたいと思います。

縦貫自動車道工事中には、町外からもさまざまな業者が工事に携わり、町内の道路状況にも大きな影響をもたらしましたが、一方多くの関係者が出入りし、滞在において少なからず町内が活気づいた期間でもありました。開通して工事車両等の通行もなくなり、滞在人口も一気に減少することとなります。町内の経済にも少なからずとも影響が出るものと考えられます。この現象が、7月から起こることをよく記憶にとどめて、少しでも活気のあるまちにするために、ひとり相撲ではなかなか進展しない企業誘致につきまして、町行政、議会、町内企業、町民全てが一丸となって推し進める課題であると、私は考えております。

こういったことも踏まえて、今後の展望について町長のお考えを、いま一度お聞かせいただきたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） おはようございます。それでは、お答えしてまいります。

京都縦貫自動車道の全線開通や畑川ダムなど、企業誘致の好条件が一定整ったことから、今後はそうしたインフラ面の充実や、京阪神からのアクセス向上、加えて大規模災害リスクの少なさ、そして何より京丹波、あるいは京都丹波という地名やネーミングが、商品イメージや企業の戦略として活用できるなど、立地のメリットをPRするとともに、町有地の活用や民間用地とのマッチング等により、企業誘致に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 松村君。

○2番（松村篤郎君） 町長の考え、そのとおりだと私も常々感じておりますが、最近見かけますように大倉ヒヨ谷に設置されました太陽光発電設備等の活用として、町の買い戻し土地が利用されておりますし、また工業団地におきましても大規模な太陽光発電設備が建設されようとしております。こうして活用されること自体は大変結構なことと思うんですが、先ほども申しましたように、人の雇用ということにつきましてはいささか進展していないという状況にあります。

私もちょっと知り合いに、京都市内で町工場をしている方に京丹波町に進出することはないか、何かそういう仕事できるような人を雇ってくれへんかというようなことを申ししたこともあるんですが、一体何ぼするんやいなというような話を聞かされます。したがって、町としても買い戻した土地を企業に売却するとなれば、それなりの値段をつけなければいけない。そういった点につきましては、買い戻した簿価を基礎とされるのか。また、独自の価格の設定をされるのか、その辺について、もしお考えがあればお聞かせください。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） ご承知のように、買い戻しについては簿価やないと成立しませんので、そういう約束で南丹・京丹波土地開発公社に持ってもらうとったということで、簿価で買い戻したんですが、引き取ってもらう売買契約というのか、譲渡する、あるいは賃貸するは時価やないとおおよそ成立せんというね、そのように思っていますので、またその時々機会に提案、相談したいと思います。

以上です。

○2番（松村篤郎君） 以上で、1点目の質問は終わります。

次に、町有林の整備についてお尋ねしたいと思いますが、（1）と（3）の質問につきましては、少し関連性がありますので、（2）については最後に回して質問させていただくことをお許しく下さい。

まず、1番目の中長期的に計画がなされている町有林の整備事業は、現在予定どおり推移しているのか、お尋ねをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 町有林の整備事業ですけれど、人工林の整備、あるいは保全を目的に、毎年、間伐あるいは枝打ちの施業を中心として、15ヘクタール程度実施しております。今後においても、京丹波町森づくり計画をもとに、森林資源の充実と公益機能の発揮を図りな

がら、循環的に森林を利用していくため、森林の現況、自然条件、地域のニーズ等を踏まえた上で、森林の有する多面的機能の発揮に関する施策の推進を図ってまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（野口久之君） 松村君。

○2番（松村篤郎君） 町有林の整備事業ですが、間伐などにつきましては最低5年から10年の間隔を置いて周期的に整備しなければ良木が育たないというふうに聞いておりますが、そのような周期で実施されているのか、お尋ねをいたします。

○議長（野口久之君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） 町有林の整備にかかわります間伐なり、保育の事業につきましては、今も議員さんからございましたように計画的に5年単位、また森林の状況を見まして施業を実施しているところでございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 松村君。

○2番（松村篤郎君） 周期的に実施されているということで安心をいたしました。

先ほど申しましたように、3番目の優良木材の生産に向けての整備方針をお伺いしたいと思います。将来、木材利用の拡大により市場価格の動向をどのように想定されているのか、お尋ねをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 優良木材の生産ですけれど、下刈、除伐、枝打ち、間伐等の作業を実施する必要があります。本町においても、枝打ち・間伐・獣害防止策として、ロープ巻きを実施しております。間伐の対象としている森林は、成林していない保育段階のものとしております。現状では町有林の立地条件から現地の切り捨て間伐をしている状況でありまして、過去において、間伐材を販売し収入を得たということはありません。

以上です。

○議長（野口久之君） 松村君。

○2番（松村篤郎君） さきに答弁いただいたんですが、間伐材の売上げの収入状況についてお尋ねしようと思ってたんですが、過去にはそういうことがないということですので、林道などの道路網整備によりまして、間伐材など搬出ができるようになりました。山林所有者への還元もできております。このような状況で、町の間伐整備をされて間伐材が全てそしたら業者のほうの売上げになっているのか。

最近、各地の個人所有者の山林の間伐をしてもらいますと、何らかの間伐材の販売利益を山主に還元してくれてる状況がありますが、町有林についてはそういうことは今までなかったのでしょうか。また、今後見通しはないのでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 課長から答弁しましたとおり、周期定めて主に間伐をやっていかなんということ、これからはそのことで収入が起こるかもわかりません。

ちょっと、質問を受けてないのに余談的にお話しさせてもらって恐縮なんですけれど、今度、府立丹波自然運動公園の中にスポーツトレーニングセンターが建設されます。1階がそういう器具がいろいろ入るわけですが、2階、3階、何回も申してますけれど、宿泊棟になります、300名収容の。これが、京丹波町産木材100%で建築されることになりました。そのことで、約6億円ぐらい予算が増やされたんだと思うんですけど、私も区長会でもそういう話をしたんですが、今、上栗野の区長をされているのが京丹波森林組合の梅原久弘さんなんですけれど、話をそのときは聞いてもらってたんですが、翌日会議で一緒になって、実を言うと、町長が一生懸命町内産を使ってもらおうというて言うてくれてはるもので、森林組合もそれに対応するべく、松村議員さんも関係してもらってるんですが、対応しようと思って一生懸命になってるんやと。

裏話、ちょっとさせてもらおうと大簾、広野、そして仏主を中心に、山奥から材料を出してるんやけど、結構実を言うと歩留まりが悪かったんですって、思たより。というのは何でやいうたら、この10年ぐらいがきちっと手入れができてなくて、よい木や思て切ったら中が黒なったりして、非常に実を言うと困ってって、内緒で京北の森林組合にちょっと言えば、何ぼでもよいのが入ってくるんわかつとるんやけれど、町長の意思に対して、そういうことのないように全部京丹波町産でいこうということやってきましたというような裏話を聞かせてもらいました。

また、同じ会議なんですけど、ちょっと待機せんなん時間があって、横に座っとったら、前理事してはった森井さんという事務課長ですね、今は京都府の森林組合連合会の専務理事してる人が横に来はって、その人も同じように裏話を、大体日新に製材させとるんやけど、とにかく間に合わへんねんと。せやから、岡山の銘建工業まで世話になって、この事業をしとるんやと。

これは、とにかく今までやったらゼネコンにぱっと任せて、それを下請さすとどうしても単価が合わん、合うという話になって、鹿児島や長野やいう市場から大体商品が入ってきて、足らずまいというのかちょっとした予算で2割ぐらいを京丹波町産とか、京都府内産でやっ

てきとったんやけど、ほんとに今度はもうほんまもんの京丹波町産の建築物になると。これはもう京丹波モデルとして全国がまねすると思いますよというような裏話を聞かせてもらいました。ほんとに心強い限りで、京丹波森林組合だけやなしに、林家にとって私は1つの朗報やないかと。このことで、京丹波町全体、個人の家についても、町内産木材を使おうという機運がまた出てくるんじゃないかと。

その話は、ちょっと触れてもらったとおり、大倉ヒヨ谷で太陽光パネル発電をどこよりも早く着手したというんか実施できたことで、どなたも言います、京丹波町は太陽光パネル発電の需要があちこちで盛んやというふうに言うてもらってると一緒に、今回の知事の肝入りの施策で、知事の配慮があったんだというふうに私は認識し、感謝してるんですが、今度建設されますスポーツトレーニングセンターにかかわる宿泊と、おかげさまで京丹波町産木材100%の建築物になるということをちょっと報告しておきたいと思います。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 松村君。

○2番（松村篤郎君） 今、町長、お話しされましたように、町内の木材をそうした方面で多く利用されるということは、大変結構なことで、またそれによりまして新しく伐採された後への植林等も人手の要ることだというふうに思いますし、山に向かっての町民の目が向くんではないかと思えます。

企業誘致が思うように進まない状況において、山で働き、山での仕事をした糧を収入できる環境をこれからもそうしたことで雇用促進につなげていければなというふうに常々考えております。そのためには、山林所有者の意欲喚起が必要ではないかというふうに思っております。そういった意味も含めまして、今回のトレーニングセンターへの木材をできるだけ町内の多くの木材を使っていただいて、またその後には新しく植林をして手入れをしていく循環型の森林を目指していけたらなというふうに、私も考えておりますので、今後ともよろしくお願いをしたいと思います。

それでは、最後になりました。飛ばしました（2）番の本町の森づくり計画や京都府の掲げる「森の京都」と相通ずるものとして、新たな事業計画はお考えになっているのか、お尋ねをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 町有林の整備は、京丹波町の森づくり計画と、「森の京都」構想、これは京都府の施策なんですけど、それと構想を合わせまして、引き続き優良材生産を行うということを基本にはしております。また、秋には、町有地への広葉樹の植栽を行いまして、里

山の形成を行うこととしまして、地元小学生による植樹を予定しております。

森づくり計画が、私はこの10年ぐらいの山施策についての教科書だというふうに表現させてもらってるんですが、その後京都府の施策として亀岡市、南丹市、京丹波を中心に、もちろん綾部、福知山も舞鶴も一部含むんですけど、森の京都として1つのいろんな施策が打ち出されてます。そういうことで、両方にらんで、京丹波町では森の京都府の施策に載せてもらおうと思って、大倉で、長老苑とか、わちエンジェルとかを中心にいろんな間伐以下になろうかと思うんですけど、とにかく燃料にする以外方法がないというような木材を集めて、そしてチップ加工して、そこで熱源を得て、暖房とか給湯とかいうようなことをしていきたいと。

もっというと、さらに温室が必要な野菜生産等にもそのあたりで結びつけていきたいとかいう、今まだ計画中ですけど、この京丹波町にとっては森づくり計画だし、京都府の施策としては森の京都という施策にのって、第一の事業としてそういうことも計画しております。今まだ課の中での協議、あるいは府、国との協議ということで、余りそこまで発表するところまで行ってませんけれど、議員さん熱心に山、森のことお尋ねなんで、ちょっとご披露しておきたいと思います。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 松村君。

○2番（松村篤郎君） さき、私が聞こうとしたことを少しお答えいただいているようなんですが、まず最初に里山づくりということで、植樹をされるという、今話をされました。私は、この京丹波町合併10周年の記念の植樹をどこかで計画されるということができたらなと考えておったんですが、それもあわせて1つご検討いただけたらと思います。

それと、チップ材を燃やして熱暖房ということで利用しようとしておりますが、町において製材から製品加工販売まで一連して行える木材加工製作所のようなものを建設するというような構想があればいいなど、私は常々思っておったんですが、このようなことにつきまして、町長のご見解、お聞きしたいと思うんですが。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 10周年を記念しての記念植樹もよいことかと思えます。こういうことはすぐ実現するだろうなど、まず思ってお答えしときます。

あとの木材加工、先ほど本当の裏の裏の話やったかもわかりませんがね、亀岡の日新さんに言うてました。名前全部言うてよいんかどうかわかんけど、岡山の銘建まで加工に回しているというような話でした。それを京丹波町で設備を、税金を使ってするということにつ

いてはいささかまあ、助成はしたらよいと思うんですけど、角にしっかりした製材来てくれているし、そういう現在ある梅原さんともやっとなってやけど、いろんな今あるところを最大限稼働できるようにすることがまず大事やないかと思て、まだ多分稼働余力はあるんやないかと思てますので、もちろん今お話しいただいたようなそういう一貫した製品化に向けて、そういう工場ができることは非常に望ましいので、支援はしていきたいと思います。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 松村君。

○2番（松村篤郎君） 思いは、そういうことでお聞きをしておきたいと思います。

来年、平成28年秋に開催されます全国育樹祭が、南丹市の府民の森で開催されると聞いておりますが、本町はこの植樹祭にどのようなかかわりを持って臨まれるのかお尋ねをいたします。

○議長（野口久之君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） ただいまありましたように、平成28年度全国育樹祭が京都府において実施をされることになっております。現在、京都府のほうで取り組みを進められておきまして、本町におきましても、今度でございますけれども、6月の16日に京都府で実行委員会が設置される予定となっております。本町からも町長が委員として参加をされることになっております。

その取り組みにおきまして、まだ詳細なところまでは来ておりませんが、本町におきましては、現在のところ全線開通をいたしました丹波広域基幹林道を活用したウォーキングでありますとか、またそれぞれの町内で実施をされます記念行事等に、森の京都の施策、またあわせて育樹祭のPRを実施していくというようなことで、現在担当課並びに京都府さんと調整をさせていただきながら進めさせていただいておるということでございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 松村君。

○2番（松村篤郎君） 来年のことなんで、これからいろいろと計画に沿って町も参画されることと思いますが、協力を惜しまないように、また我々もできることがあればお手伝いをさせていただきたいというように考えております。

最後に1つ、北海道の下川町と今いろいろと連携をとりながら森づくり、いわゆる森の活用についての事業を進めておられると思うんですが、今後下川町とのかかわりにつきましては、どのような連携を強めていかれようとするのか、お尋ねをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 詳細については担当課長からまず答弁させますけれど、私は下川町は森づくり計画にも書いてあるんですが、大体森林、山を活用したまちづくりとしては、全国一だと思ってますので、学ぶところが100%ということで、今後ともしっかりと交流を深めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 久木企画政策課長。

○企画政策課長（久木寿一君） 先ほども町長からございましたように、下川町の先進事例、特に森林・林業総合政策に関しましては、本町が見習うべき点多々ありますので、そういう中で地形とか、地理条件全く異なっておりますけれども、本町に見合った下川町の先進事例を参考に引き続き進めていきたいというふうに、担当課では考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 松村君。

○2番（松村篤郎君） それでは、3点目の通学路の安全確保につきまして、お尋ねをいたします。

国道27号下山バイパスの尾長野・蕨間での橋梁部分を、歩道として通学路に指定しています下山小学校の児童の安全確保について、保護者から学校側に要望が出されてまして、関係者間で検討がなされたとお聞きいたしております。その後の対応状況につきまして、どうなってるのか、教育長にお尋ねをいたします。

○議長（野口久之君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 国道27号下山バイパス尾長野・蕨間におけます通学路の安全確保につきましては、国道27号を管理されております国土交通省へ当該区間を利用する児童の通学実態を伝え、安全対策の必要性について協議を行っているところでございます。

国土交通省では、当該区間の安全対策について、町全体及び他の自治体の交通安全対策の優先順位なども踏まえながら、総合的に判断し検討をいただいているところでございますが、昨今の厳しい財政状況も考慮しつつ整備を行う必要があると伺っているところでございます。

児童生徒の安全確保につきましては、町といたしましても重要課題と認識しておりまして、当該区間のみならず町全体における通学路の安全確保につきまして、引き続き早期整備に向けて要望をしまいたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 松村君。

○2番（松村篤郎君） 状況につきましては、私も今教育長がお答えいただいた状況であるこ

とは承知しておりますが、学校側からも直接国土交通省の福知山事務所のほうに出向いて、早期に何とか安全確保のための柵をしてほしいということ要望されております。国交省のほうでは、何とか設置に向けて動いていただけるという状況になったという報告を受けております。

したがいまして、教育委員会といたしましても、ぜひとも学校側と連携していただきまして国交省のほうに早期に防護柵ができるように働きかけをお願いしたいと思います。

そこでまた、ちょっと話は変わるんですが、以前実施されました通学路の総点検におきまして、危険とされた箇所などの対応をされてきたと思うんですが、まだ未実施のところがあるのかなのか、また点検されたところ以外にも新たにそういった危険箇所が認められるところがあったのかなのか、わかればお尋ねをしたいと思います。

○議長（野口久之君） 中尾教育次長。

○教育次長（中尾裕之君） ただいま松村議員からありました未実施の箇所でございますが、平成27年3月末で、これまでありました要望箇所77カ所のうち、実施予定箇所69カ所ありまして、そのうち実施箇所が57カ所あります。未実施箇所が12カ所現在ありますが、そのものについてもできるものについては早急に検討していただいて、協議を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 松村君。

○2番（松村篤郎君） あれからもう約2年経ちますので、何とか早急に安全対策のほうよろしくお尋ねをしたいと思います。

次に、町道下山駅前線の改良につきまして、町長にお尋ねをいたします。

本年度、実施設計などの着手となっております、予算も計上されております。その事業につきましては、進めていただく方向でありがたいと思っておるんですが、側溝の溝蓋設置につきましては、早期に何とか実施していただけないかと要望もしてまいりましたところです。

現状の側溝自体に蓋を設置することは形状的にかなり難しいという話を聞いておりますが、側溝そのものから改良していかなければ溝蓋ができないということになると思うんですが、できるところからでもいいですから、側溝自体の敷せかえと溝蓋の設置を何とか早期に実施していただきたいと思うんですが、その辺につきましての計画はどのようになっているのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 町道下山駅前線の改良計画についてですが、本年度予算において府道京丹波三和線取合部より65メートル間の狭小区間において、測量設計費を計上しております。なお、京都府において計画されております府道京丹波三和線との計画との整合も必要となることから、京都府とともに府道の改良計画について関係区に説明を行ったところであり、今後、京都府との協議と平行して隣接土地との境界確定を行った後、先行して蓋付側溝の改良を行うこととしております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 松村君。

○2番（松村篤郎君） そうして改良実施を予定されてるということで、安心をいたしました。これから、夏場にかけて道端の草も繁茂してまいりますし、余計に道幅が狭くなってまいります。通学する児童にとりましては、危険度が増すというふうに考えますので、ぜひ早期に実現していただけますことを要望いたしまして、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（野口久之君） これで、松村篤郎君の一般質問を終わります。

○議長（野口久之君） 次に、坂本美智代君の発言を許可します。

坂本君。

○6番（坂本美智代君） 改めまして、皆さんおはようございます。

それでは、ただいまから平成27年第2回定例議会におきまして、通告書に従い次の4点について町長にお尋ねをいたします。

1点目はマイナンバー制度について伺います。平成25年3月にマイナンバー法が、3カ月というスピード審議で、自民、公明、民主、維新などが賛成多数で成立をいたしました。今年の10月に全国民に、12桁の個人番号が通知をされ、来年の1月から利用開始の予定であります。この制度は、住民登録した国民一人ひとり、12桁の生涯変わらない番号をつけ、社会保障や税の個人情報を国が一括して管理活用するとしています。

しかし、専門家によれば、プライバシー侵害など危惧する指摘もあります。また、マイナンバーを使って個人情報を活用できる範囲は社会保障、税、災害対策の分野とし、範囲の拡大は3年間の施行状況を見てから検討すると、国会審議の中でしていましたが、今回の改定案で、平成30年から金融機関での預貯金口座を開設する際に、個人番号を記入させる、特定健診のデータや予防接種の履歴もマイナンバーで一元的に把握できるようにするもので、マイナンバー制度の実施前から範囲を広げることは、ますますプライバシー情報の漏えいや企業による不正使用のおそれもあります。まさに今大きな問題となっております年金の情報

の流出が発覚いたしました。

そこで、町長にお尋ねをいたします。1つには本町の住民の方で、どのぐらいの方がこの制度の内容を理解されておられるのか。冊子はいただきましたが、特に高齢者の方々にわかっていただくための説明をする必要はないのか。

2つにはマイナンバーの通知は住民票のある住所に送られてくるのですが、家庭の事情等で、例えばDV被害などで住民票を移さず、避難をしている方には、届かないことになるのではないかと。そうした場合の対応はどうされるのか。

3つには、先ほども言いましたが年金情報、125万件の流出が発覚をし、年金番号や氏名、生年月日等が流れ、本人になりすまし不正受給されることも起きてくると心配がされております。来年の1月から利用開始されるこのマイナンバー制度は、多くの個人情報が一括して管理、活用されるわけでありますが、こうしたときの対応はどうされるのか。

4つには、既にマイナンバー制度を導入している韓国やアメリカでは、情報流出やなりすまし犯罪などの被害が深刻で、制度自体の見直しの動きがあると聞いております。この制度のメリットとデメリットはどこにあるのか、町長の見解を伺いたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） マイナンバー制度の導入に際し、本年10月から一人ひとりの12桁の個人番号を通知いたします。また、来年1月から個人番号の利用が開始されまして、これと同時に必要とされる方からの申請により、個人番号カードの交付も始まります。

この制度について、住民の皆さんに周知していくための広報は重要なことだと認識しております。このため、広報京丹波6月号に特集記事を掲載するとともに、制度をより理解していただくために、よくわかるマイナンバー制度という解説小冊子を全戸配布させていただきます。

また、個人番号に関しましては、個人番号を含む個人情報の収集や保管に関して制限したり、第三者機関において監視監督をしたりするなど、制度面で保護措置がとられております。また、個人情報の一元管理は行わず、年金情報は年金事務所で、税情報は税務署でというように分散管理をしたり、行政機関の間での情報のやりとりをする場合は、システムの使用できる人を制限したりするなどシステム面でも、安心・安全に利用いただけるように保護措置がとられます。

説明はこういう形で、あと避難とか、年金に使ういうのも、私はよいんじゃないかというふうに思ってます。メリット、デメリット、坂本議員さんでは預貯金までという、あんまり預貯金多くないし、多い人のほうがわかってよいんじゃないですか、その面は。まあ、いろん

なことでメリット、デメリットあると思いますが、何にしても、同じ制度でも、悪用したらどうもならないというふうに、私は思っているということです。

以上です。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○6番（坂本美智代君） 今、町長から説明をいただきまして、住民さんには広報の6月号に掲載をし、また全戸配布、このよくわかるマイナンバー制度というこの冊子やと思うんですけども、これですね。これを配布して、説明にかえるということだと思うんですけども、私もちょっとざっと読ませていただきました。確かに、しっかりと読めばわかるんじゃないかと思うんですけども、やはり高齢者の方にとっては、字を読むこと自体がなかなか難しい面もあるんですよ。

そうしたときに、今度6月から町長と語るつどいもあることですから、ぜひその場においても、皆が来られるわけでもないんですけども、そういった今度のこの制度のことを触れることも必要ではないかと思うんですけども、その点を1点お伺いしたいのと、先ほど2つ目にお伺いしました。住民票はここに住所を置いているけれども、やっぱり家庭の事情によって住所を移すというか、その場所に住んでおられないという方もおられるわけですが、そういった方にはこの12桁の番号をどのようにして届けるのか。そういった苦情もやはり出てくるんじゃないかと思いますが、そういった対応を1つと、預貯金等も今回広げるということでは、やはり海外で、海外の取引なんかしているところはなかなか国内での番号なわけで、海外で貯金しているそういった富裕層の方にはそういうことなかなかわからないということもお聞きします。

一括して年金、また社会保障と、別々で管理されてると言われますが、先ほども言いました今年年金の流出がありました。そのことによって、ほかにもばっと波及する、拡大するという懸念もあるわけですから、そういった必ずしもそれが安全とは言えないと思うんです。また、その点の町長の見解もお伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 私のほうから答弁すべきこと、答弁していきます。

町長と語るつどいで、しっかり説明したらどうだという、全く同感で、触れたいと思います。

DVなんかで身を隠していらっしゃる方へは、担当者から答弁させたいと思うんですが、よう知ってやなと思います。海外貯金らは免れるんじゃないかとかね、私はそんなこと全然知らんもんでね。何でもよう知ってはるなと思たんですが。

そういうことも、きちっとマイナンバー制度で送るんについてある程度申告せんなんはずやし、きちっとこういうことの運用の対象になるようにせんと意味がないなという感想を持ちました。

あと、身を隠していらっしゃる方への通知とか、そういうことについては担当者から答弁させます。

以上です。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） ご質問にありましたDV等被害者の方に対しますマイナンバーの通知でございますけども、基本的には住所地、住民票を、住民基本台帳に記録されている住所地に対して送付するというのがまず原則とはなっておりますけども、今言いました住民票を置いたまま他の住所地以外のところに避難をされている方、移動されている方につきましても、本来は法の施行日までに住所を移していただくというのが原則となっておりますのでございますけれども、やむを得ない事情ということもありまして、そういった市町村に転入をされない場合には、避難先のほうに配慮をするということで一定送付をされるということで、今のところ国のほうもそういう方向でいるということでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○6番（坂本美智代君） それでは、2点目に原発政策についてお伺いをいたします。

政府は、エネルギー基本計画に基づき、長期エネルギー受給見通しを論議してきた経済産業省の審議会において、2030年、平成42年の電源構成比率で、原発を20から23%、太陽光などの再生可能エネルギーは22から24%にとどめる案が提出をされ、正式に決定するとしています。民主党政権のもとで、2030年代に原発ゼロにすると決めました。しかし、20%を越す原発依存を目標にするなどということは、福島第一原発事故への反省もなく、国民の安全を無視したものであり、これは福島第一原発の事故以前に逆戻りと言わざるを得ません。

6月1日から、関西電力は家庭向けの電気料金の値上げをいたしました。2013年、平成25年に続き再値上げとなっております。6月から9月までは平均4.62%、月額約280円の値上げ、10月以降からは8.36%、月額約550円の値上げになるとの試算が出されておりました。値上げの理由として、原発が再稼働できないからとしており、原発依存が際立っております。

そこで、町長にお尋ねをいたします。関西の企業や自治体では割安な新電力への切りかえ

が昨年度で5,300件以上急増しており、来春の電力小売り自由化で家庭でも関電離れが加速するのではないかと予想されております。今後のエネルギーの見通しと、本町としても太陽光など再生可能エネルギーを公共施設にも積極的に取り組む考えはないのか、お伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 今後のエネルギーの見通しですが、原発に関しましては、福島第一原発の事故を考えると、原発に依存しない電源が望ましいと考えております。そうしたことですけれど、安定した十分な代替電源が確保できない現状においては、一度には難しい状況であると思われることから、徐々に脱却を進めるのが現実的方向ではないかと考えております。

また、太陽光エネルギー等再生可能エネルギーの積極的な取り組みにつきましては、現在関西電力において、南丹市及び京丹波町に係る50キロワット以上の発電機、いわゆる事業用の系統連系を制限している状況であります。今のところ制限のない住宅用太陽光発電システム設置に係る補助制度を継続するほか、木質バイオマスエネルギーの利用においては、薪ストーブの導入補助や地域熱供給モデル事業に取り組むなど、今後も再生可能エネルギーの活用を推進してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○6番（坂本美智代君） 昨日の新聞で、京都府が6月議会に再生可能エネルギー導入促進条例の提案が出されると、そのように新聞に載っておりました。年間の電力使用量の約2割を再生可能エネルギーで賄うとして、数値目標を掲げております。

本町も、年間電力使用量のうちの再生可能エネルギーで賄う数値目標、そういったものを示して、やはりできるだけ本町でも木質バイオマスをされておりますし、家庭用でもそれぞれが太陽光でされております。やはり、この本町としても本町の年間の電気料のうちの何割かは再生可能エネルギーで賄うと。その1つとして、やはり公共施設等で、小学校等は新しい瑞穂小学校なんかは上げておりますが、公共施設にもっとそういった再生可能エネルギーの需要、目的を持って進めていくべきでないかと思いますが、その点お伺いたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 進めていくべきだと思っております。

以上です。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○6番（坂本美智代君） 前向きの答弁をいただきましたが、今も言いました昨日の京都府で

の数値目標、そういったものが掲げられましたが、府からも本町に対してこういった数値目標とかそういったものも示されるのかどうか、その点だけ、まあ昨日のことなんでどうかわからないんですけど、そういったこともそれぞれの自治体に対して示されるのかどうか、その点だけちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 正確にもし数値目標を示すんだったら、担当者から答弁させますけどね。自給自足的循環型経済社会をつくりたいということは、電気についてもできたら京丹波町で自給できるように持っていくのが寺尾町政の数値目標なんですけど。今、坂本議員がおっしゃってる意味の正確な数値目標があれば、担当者答弁してください。

○議長（野口久之君） 長澤住民課長。

○住民課長（長澤誠君） お尋ねの件でございますが、現在のところ京都府さんのほうからそういった数値目標を示した通知等はございません。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○6番（坂本美智代君） それでは、3点目に交通安全対策についてお尋ねをいたします。

1つには、児童生徒の通学についてお尋ねをいたします。府道桧山須知線の上豊田保育所下のバス停は、通勤時間帯とも重なり車の通行量も多く、児童生徒にとって非常に危険な場所です。昨年の12月に朝の7時30分から8時10分まで、交通量を調べてまいりました。須知方面で71台、桧山方面で102台、通過をいたしました。

歩道がバス停となっていることから、特に雨や雪のときには、車による泥はねのよける場所もなく、かわいそうでありました。また、子どものことでもあります。肩が少し触れたことによって車道に飛び出す危険もあり、地元住民の方とも協議をされているともお聞きをいたしておりますが、その後の進展はどうかお伺いをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） この件につきましては、地元上豊田区からバスの待合場所の改善について要望があります。これを受けまして、幾つか対策を検討し、上豊田区の役員さんと協議してまいりました。その中で、区のほうから将来を見据える形で、バス待合場の整備を要望いただいたりしたことがあります。町といたしましては、単にバス停を移動するだけで安全を確保できる適切な場所がない中で、道路管理者等と協議をし、検討しているところでございます。

今後、区の考え方もお聞きしながら進めていくことといたします。その一方で、ソフト面

におきまして、学校と連携しながら、見守り活動や通学指導などを通じた交通安全教育により、引き続き児童の安全確保を図っていただきますようお願いいたします。

以上です。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○6番（坂本美智代君） 道路管理者と協議をしているということ、府道なんでなかなか難しい、そういった点も承知しております。しかし、子どもの安全確保が第一であることから、教育委員会のほうからも働きかけもされているかと思いますが、やはり早急にそういった安全な場所を確保すること、府のほうにも強く要望していただいていると思うんですけども、再度やはり早い時期で、そういった対応ができないかお伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 地元さえここ言うてくれちゃったらすぐやりますよ、町行政としては。なかなかそれが返事がないもんでできただけでね。ここがよいんやないかいいうところも、地権者がなかなかその田しかうちないもんでとかいう話、漏れ聞いております、正式な話じゃない。

とりあえず、地元がここ言うてくれはったら、それはもうすぐ、坂本議員が言うてはるように非常に危ないので、あそこ。自然発生的にあそこになっただけで、その後交通量等、自然発生的にあそこになった後の交通量いうたら、その当時と全然違う状況や思とるんですね、私も。非常に危ないので、早く結論出してくれはったらよいのになと思ってるんですが、なかなか出ないもんで協議できないということだけちょっと知っておいてください。

以上です。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○6番（坂本美智代君） では、2つには、高齢者の交通手段についてお伺いをいたします。

近年、特に高齢者の車による交通事故が増えてきております。よくアクセルとブレーキの踏み間違いなど年齢による判断低下とも言われております。本町では、特に周辺地域の住民にとっては、交通機関も限られることや車やバイクでの交通手段が主となっている高齢者の方にとっては、運転免許証の返納に踏み切れないのが現状でもあります。安全対策からしても、交通手段の1つとして、最近よく見かけるシニアカーへの購入時に支援をする考えはないのか、お伺いをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 申しわけないですが、現在は予定しておりません。

以上です。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○6番（坂本美智代君） 今のところは、予定していないということは、検討もしていただけないかということか再度お伺いしたいのと、私の地域においてもバス停までがなかなか免許証返納しても、そこに歩いていくのが大変やと。それで、手押し車を押すことにもやはり足腰が弱くなってること、そして車やバイクに乗ってたいということもありまして、やはりしんどいという、そういった声をお聞いたしております。

そんなことがあって、なかなかバイクや車に頼ってしまう、危ないのがわかってても乗ってしまうという、家族の方からも乗ったらあかんと言われてる方もありますが、やはりそういった点でなかなか免許を返すということができないのが現状であります。そのシニアカー、大体この間見せていただきましたら、30万円から、いろいろ車種にもよるんですけど、50万円ほど、結構な高額の車というか、歩行者になるんですってね、あれはね、車じゃなくして。結構な金額なので大変やなと思いつつながら、見させていただいてたんですけども、やはり上限を設けるなりして、その中の1割補助するとか、そういった今後のことを見据えて、検討をしていただく余地はないのかどうか、その点だけお伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 実施を前提にした検討ではないですけど、十分勉強したいと思います。以上です。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○6番（坂本美智代君） ぜひ、また私たちももう10年、20年先になったら同じような状況になりますので、自分たちのことも考えながら、やはりこの交通手段ということは考えていっていただきたいと思います。

4点目には、子育て支援についてお伺いをいたします。

1つには、4月から施行された子ども・子育て支援法による移行で、保育所利用料の算定基礎が所得税から町民課税に変更となったことによりまして、保育所の利用料の負担が増えた人数は何人おられるのか、お伺いします。

また、3歳未満の保育所利用料が1,000円引き下げたことで、軽減された人数。また、本町の保護者への負担は全体でどうなったのか、お伺いをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 保育所利用料の算定基礎が所得税から町民税に変わったことに加え、これまで同様、旧徴収金基準額表BからC階層の方であれば、算定する町民税の年度が違うこと、3歳児を境に基準額が変わること、卒園等に伴い多子軽減判定が異なることなどがあ

り、支援法の関係だけで人数を絞り込み、確定することはできません。

3歳児未満の基準額表を引き下げたことや、第3子以降保育料無料化事業の実施により、ほとんどの方が、これまで同様か引き下げとなっているのが現状です。

なお、保育所利用料の関係につきましては、各保育所の保護者会総会において時間をいただき、保護者の皆様に説明をさせていただいております。

以上です。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○6番（坂本美智代君） 今回の支援法によって、本町においてはほとんどこれまでと3人目以降の無償化によってほとんどが現状と変わらないと、今答弁をいただきました。

今回、こうした支援法の改正で、一応保育料がほとんどの自治体でもやはり値上げされるということをお聞きします。しかし、こうした値上げされる中で、宮津市では「子育てにやさしいまち みやづ」として、負担の大きい零歳から2歳児の保育料を約3割引き下げたと言われております。やはり、保育料の値上げが自治体で提案された中での値下げというのは、大変重要ではないかと思えます。

本町においても、子育て支援を強めるためにも、軽減策を講じるべきと考えますが今後のそういった考えはないのか、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 今お答えしたこと、十分担当課と協議して今定めたところですので、即変更するという予定はございません。

以上です。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○6番（坂本美智代君） 2つ目には、先ほど町長もおっしゃいましたが、京都府独自で実施をされたとした第3子以降の保育所利用料の無償化への実施時期はいつなのか、お伺いをいたします。

○議長（野口久之君） 津田子育て支援課長。

○子育て支援課長（津田知美君） 5月18日付で京都府から、京都府第3子以降保育料無償化事業補助金交付要項を制定したとの通知がありまして、それを受けて今準備を進めている段階でございます。保育料の算定を9月に行う関係から、その時点では実施ができるように現在調整をしております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○6番（坂本美智代君） 5月18日付で通知をされて、9月で実施したいという計画であります。3月議会の当初予算の質疑で、私お聞きしたときに、大体どのぐらいの対象ですかとお伺いしました。府で7,000人対象で、所得制限を設けて本町での対象は34人とお伺いしたと思うんですけれども、やはりこの所得制限とかそういうの関係なしの本町の保育所に入所している3人目の全ての人数は何人ほどおられるのかお伺いします。

○議長（野口久之君） 津田子育て支援課長。

○子育て支援課長（津田知美君） 本町におきます第3子以降のお子さんの人数でございますが、4月時点で52名でございます。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○6番（坂本美智代君） ただいま全員で52人と。それで、所得制限を設けた34人を引いたとしたら18人がそれから外れるということになるんかとは思いますが、今こうした経済状況が厳しい中で、若者定住を促すためにも医療費の助成と同様に所得制限を町独自で設けずに、全ての保育園児に対して町独自の施策として無償にする考えはないか、町長にお伺いをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 基準額表の見直し及び第3子以降保育料無料化事業の実施によりまして、保護者の皆さんの負担は軽減されていると認識しております。なお、第3子以降無料化事業に関しましては、京都府では所得制限をされていますが、本町では少子化対策並びに子育て世帯に対する経済的支援の充実、強化を目指し、所得制限を設けない方向で考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○6番（坂本美智代君） 大変、私がお願いしたとおりにぜひしていただくということで、大変うれしく思います。そうなれば全員3人目以降は無償になるということでよろしいですね。それでは、3つには、高校卒業までの医療費無料化についてお尋ねをいたします。

厚労省の調査によりますと、昨年4月1日現在で、高校卒業までの医療費の助成をしている自治体が201自治体で、最長は22歳の学生まで助成をしている北海道の南富良野町であります。

本町では、3月議会での北尾議員への答弁では、9月補正のできる段階からとの答弁をされましたが、具体的な時期はどうかお伺いをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 京都府が事業主体であります京都子育て支援医療助成事業が、平成27年9月診療分から、中学校卒業まで拡充されることにあわせて、本町では事業主体であるすこやか子育て医療費助成事業については、18歳以下まで入院、入院外ともに1医療機関、月額200円の自己負担で医療を受けていただけるよう対象年齢を拡充する予定であります。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○6番（坂本美智代君） 具体的には、いつからそういった実施をされようと、来年度からなのか、具体的に言いましたら10月なのか、11月なのか、12月なのか、その具体的な時期はいつなのか、お伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 長澤住民課長。

○住民課長（長澤誠君） ただいまも町長のほうから答弁ありましたように、京都府さんのそういった医療費助成事業が9月診療分からということになっておりますので、それにあわせてできればいいなと考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○6番（坂本美智代君） 早速9月からということで、大変うれしいことではありますが、1つお伺いしたのは、ただいま町長は18歳以下までと答弁をいただきました。

18歳未満と、私は高校卒業までと、この言葉の違いはあるんですけども、18歳未満となれば既に働いておられる方もあるんじゃないかと思うわけですが、そういった点の対応はどうか、その点をお伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 長澤住民課長。

○住民課長（長澤誠君） 先ほどの町長の答弁にもありましたように、18歳以下ということで対象を考えております。先ほど未満とおっしゃいましたが、18歳以下ということで18歳も入るということでございます。

それで、以前3月定例会の一般質問の中で、先ほどもおっしゃいましたが高校生というようなくくりでお話をされていた経過があるんですけども、高校生と一口にいってもいろいろ、先ほども申されましたように、18歳以下、既に働いておられる方でありましてか、もうご結婚既にされてる方でありましてかいろいろなケースが考えられます。

そういったところをわかりやすくするためにも、18歳以下というような年齢でくくらせていただいて、その中であらゆる条件を付して対象を18歳以下までにとというようなわかり

やすい制度にしたいというような思いから、そういった年齢でくくりを縛ったところがございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○6番（坂本美智代君） 今、おっしゃいましたように、働いてる方、そして結婚されてる方、いろんな方がおられると思うんです。その中での条件ということがあるということで、その中にきちっと含まれた方が無料化になるということによろしいんですね。

最後にお伺いしたいのは、私的というたら私的になってしまうんですけども、私も3月議会で質問をいたしました。そのとき町長は、財源が厳しいことから実施している市町村などの状況を参考にしていきたいといった答弁をいただきました。翌日の北尾議員への答弁は、先ほども聞きました9月補正で実施できる段階でとおっしゃいました。

北尾議員が上手に町長の答弁を引き出されたと思いますが、趣旨としては私も同じ思いで質問をさせていただきましたが、一晩寝たらこういう答弁になったんかなと、私的に私はそう捉まえて、何か不信感を持ったわけでありまして。そういったこの答弁の違いというのは何であったのか、ちょっと町長にお伺いしときたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） ちょっとお答えしておきます。一晩寝てそういう答弁になったというふうに理解しておいてください。

以上です。

○6番（坂本美智代君） これで終わります。

○議長（野口久之君） これで、坂本美智代君の一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。10時35分まで。

休憩 午前10時20分

再開 午前10時35分

○議長（野口久之君） それでは、休憩前に引き続き会議を続けます。

○議長（野口久之君） 次に、東まさ子君の発言を許可します。

東君。

○11番（東まさ子君） それでは、平成27年第2回京丹波町議会定例会における私の一般質問を行います。

まず最初に、戦争立法について質問をいたします。

安倍政権は、平和安全法制という名の全体で11本に及ぶ法案を閣議決定し、国会に提出

をしました。そして、その審議が始まっております。安倍首相が平和安全法制と呼ぶ法案の正体は、平和と安全の名前をつけておりますが、アメリカが起こす戦争に自衛隊を参戦させ、日本を海外で戦争する国につくり変える戦争法案そのものであります。いずれも憲法9条を破壊する内容であります。

それは、第1にアメリカが世界のどこであれ、アフガニスタン戦争・イラク戦争のような戦争に乗り出した際に、自衛隊が戦闘地域まで行って軍事支援を行うこととなります。戦闘地域まで行けば、相手から攻撃され、攻撃をされれば武器の使用をすることになり、まさに戦闘になります。

第2は、形式上停戦合意がされているが、戦争がまだ続いているような地域にも自衛隊を派兵して、武器を使った治安維持活動に取り組めるようにするという問題であります。

第3には、日本がどこからも攻撃をされていないのに、集団的自衛権を発動して、アメリカと一緒に海外で戦争をするという憲法9条を破壊する問題があります。

今年、戦後70年、今一番大事なことは、国民、そして京丹波町民の命と安全を守る政治の実現であると思います。

かつての戦争では、アジアの人2,000万人、日本では310万人の命が奪われました。今、求められるのは、こうした軍事一辺倒の方向ではなく、憲法9条を生かした平和戦略によって世界の平和、日本の平和と安定を図っていく方向を考えていくことだと思います。

戦後最大の憲法破壊である戦争立法に対する反対、9条を守れば今国民多数の声となっております。日本弁護士連合会や宗教界、保守の政治家、自民党の野中広務元官房長官や古賀誠元幹事長も反対の声を上げておられます。町長は、町民の命と財産を守る責務があります。憲法9条を守り、平和な日本、京丹波町を築くために戦争法案に対し、反対の意思を表明すべきと考えます。見解をお聞かせください。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 我が国は唯一の被爆国であることから、核のない真の恒久平和の実現を強く訴える責務があると認識しております。また、平和が守られ続けることを念願するものでもあります。

安全保障の問題は基本的には国の専権事項であり、国政の場においてしっかりと議論が尽くされるべきだと考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東まさ子君） 国の専権事項として、国でしっかりと考えられるべきというふうな

答弁でありましたが、今本当にこれまで国民の大きな力によって憲法9条が守られ、そのもとで平和を私たちは享受してきたわけでありますが、一内閣のそういう力によって、今その憲法が壊されようとしております。戦争ができる国になるというふうなそういう事態に今あって、危機的な状況にあります。

町長はほんとにそれこそ住民の命を守る立場でありますので、国任せにするのではなく、しっかりとやっぱり京丹波町の町長として自分の意思を表明すべきではないですか。でなくては、大変ひきょうなことになるのではありませんか。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 私は、この平和安全法制いうんですか、私の年齢からいうて、皮膚感覚に合いません。とにかく戦争はしない、憲法でしないということになってるんで、戦争はしないんだと思うんですけれど、巻き込まれる危険性があるということやったらそれはもう巻き込まれんように今までどおり暮らしていったほうが、生命と財産を守るというふうに思ってますので。

最近ちょっと振り返って、昔こんなことがあったなというので、2002年に小泉政権時代のような感じでしたが、ジョン・ケネス・ガルブレイスという経済学者が、小泉改革、痛みを押しつけるとというような論の話があって、その中にポツダム宣言の草案に加わったとか、あるいは、1945年、マッカーサーが来るまでアメリカの特使として、戦争被害を調査に来たんやとかいう人なんですね。経済学者やけど、そういうことをしている人。その人が、やっぱり不戦の誓い、いわゆる恒久平和を憲法にきちっとうたっている日本国、あるいは日本国民、そういうこと以上に評価されているのが、そのことを誠実に実行してきた、日本国、日本国民が21世紀のリーダーにふさわしいという文書があるんですけどね。

私はこういうふうにして、不戦を誓い、そのことを恒久平和という、みんな使いますけど、そういうことが憲法に謳われて、そのことを誠実に実行してきたというて評価されてるわけですから、できたらこういう現状の状態であってほしいという。

まあ、そのことが反対だとかどうとかいうことになるんかもわかりませんが、ひたすら私は、憲法9条をきちっと守って、守れる法律やないと少しずつないがしろにするような法律は困るという立場です。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東まさ子君） 憲法を守って、しっかりと政治を行っていくというメッセージとして受け止めておきます。

次に、2点目、地域経済の振興について伺います。まず、最初に商工業の振興についてであります。

当初予算でも特に厳しい経済情勢の中で、小規模、商工業者の支援を行うと3月議会で述べておられます。そこで、昨年制定されました小規模企業振興基本法の具体化について伺いいたします。

昨年6月20日、小規模企業振興基本法が制定をされました。基本法では、第7条で地方公共団体は自然的、経済的、社会的諸条件に応じた施策を策定し、実施する責務があると規定しております。この法律に基づいて、どのように小規模事業者の願いに沿った施策を図っていくのか、その具体化についてお聞きをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 具体的な取り組みとしましては、商工会などと連携して、さまざまな支援制度、あるいは補助金等の活用を促しながら、小規模事業者の経営指導や販路開拓支援などを行っております。

また、創業や新事業展開に関する支援についても、このたび、産業競争力強化法に基づく創業支援事業計画を策定し、国の計画認定を受けましたので、今後はこの計画に基づき、商工会や町内の金融機関と支援のネットワークを形成して、創業支援に取り組んでまいりたいと考えているということです。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東まさ子君） 小規模企業基本法は、中小企業の9割を占める小規模企業の振興を図るために、中小企業基本法とは別に51年ぶりに昨年小規模企業振興基本法が策定されたわけであります。中小企業の9割を占める全国334万の小規模事業者、従業員5人以下の商業、またはサービス業については小企業といますが、その小企業を含む小規模企業、従業員20人以下であります。その小規模企業の活力が最大限に発揮される必要性が増大していることから、小規模企業の事業の持続的な発展を図ることが基本原則として位置づけられております。基本法は、小規模企業に対する対策を求めているのであります。

そこで、本町の中小企業の数、また小規模企業の数、そして、新規創業、そして廃業などの状況について、10年間の推移はどうなっているのか、お聞きをいたします。中でも、建設業、水道事業、大工、左官業の推移はどうなっているのかも含め、お聞きをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 直近の統計データであります平成24年経済センサスの調査結果と、

ほぼ10年前に当たる平成13年事業所企業統計調査の調査結果から10年間の推移を見たところ、町内の事業所企業の総数は、中小企業、小規模企業、その他の企業全て合わせまして、平成13年が884軒で、平成24年が742軒であり、約10年間で142軒減少しております。

中でも、業種別に見ますと、建設業においては、平成13年が202軒、平成24年が122軒であり、10年間で80軒減少しております。なお、この統計調査において中小企業、あるいは小規模企業別の集計はなされておられません。

また、最近の約10年間における創業、廃業の推移ですが、新規創業件数が合計で21件、うち小規模事業者が18件でございます。一方、廃業については合計で52件、うち小規模事業者が48件でありました。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東まさ子君） 今推移をお聞きいたしました。建設業が主として80軒減少しているということでもあります。創業につきましても、21件創業がされて、小規模は18軒だということ、その反対に廃業が52軒、小規模48軒廃業になっていると、この10年間の推移をお聞きしたわけであります。

それで、この小規模企業振興基本法というのは、地域経済にとってやはり地元にしっかり根差して仕事をしている小規模企業が継続的に事業を行っていき、そして発展していくことが、この地域の経済や地域全体にとっても、大事だというふうに認めているわけであります。

今、いろいろと中小企業が減っているとありましたが、原因というのはどういうふうに受け止め、認識されているのか、まずお聞きをしておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） それほど正確やないですよ。大方承知してるんですが、今、建設業が202軒から122軒に減ったとなってる、これ大体平成10年ぐらいで、公共事業が14兆9,000億円ぐらいあったんですね。今、ご存じや思います、大体5兆円を上いったり下いったり、当初予算は5兆円切って、補正含めて5兆円台になるというような状況ですね。そういう予算が削られたということが、建設業が成立せんようになったんだというふうに思います。

その他については、シャッター街というのは新しいああいうリース業が場所をかえて隆盛しとるということだと、私は認識してます。

したがいまして、朝市とかいうてる製造、直売ですね、これも時代の要請で各地域にああ

ということが起きてきてると。それで、ショッピングセンターと言われるものが昔の商店街の変形、1つの形がかわって新しく出てきているということで、余りリース業ではあんまり変化がないのかなと。それで、建設業はそういう予算が少なくなったということのあらわれではないかというふうに推測します。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東まさ子君） 今、国の公共事業が10兆円以上から5兆円に減ったということで、そういうことが答弁あったわけでありますが、そうした中で、この小規模企業振興基本法というのは、この間建設業は80軒余り減少したわけでありますが、今地元で仕事を行っている小規模企業が持続的に発展するために地方自治体はいろんな施策を行いなさいと言っているんですが、こういう公共事業が減ったというふうな原因をおっしゃられました。そういうもとで、また商店におきましてはそういうショッピングセンターみたいな形態が変わったという原因もあるんじゃないかという中で、今頑張っている小規模企業者が元気に事業を持続していくためには、町としてはどういうことをやったらいいと、どういうふうに考えておられるのか、お聞きをしておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 既にいろんな施策を出しているわけですが、一に町内業者をお互いが使うということが大事やないかと思えます。私も外へ出て食ったり、飲んだりすることありますけれどね。基本的には、やっぱり隣近所、知り合いの電気屋さんとか、あるいは畳屋さんとか、修理してもらおうとかいうのをできるだけ町内の人にしてもらうように心がけてます。

町民全体が、お互いにそういうふうに心がけてもらうことが一番零細企業対策としては大きいんじゃないかなというふうに思えます。

残余は担当課長がよく知ってますので、答弁させます。

以上です。

○議長（野口久之君） 山森商工観光課長。

○商工観光課長（山森英二君） 基本的には、先ほど町長からもございましたように、まずは町内の企業さんを十分に活用して経済を活性化させていくということでありまして。

それから、議員からもございましたように、この基本法の中ではこれまで以上にそうしたそれぞれの企業さんの課題を一定整理をして、その計画に基づいて、特に商工会を中心に、バックアップをするような体制を整えていきなさいというようなことも、概要の中では、こ

の法律で求められているところでもあります。

したがいまして、まずは商工会もこれまでいろんな形で事業者さんの支援策もとっておられますし、その中で町としてもそこに参画をしながら、より連携を密にして町内の企業の持続可能な取り組みができるように、町としても支援をしてまいりたいと思っているところでもあります。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東まさ子君） 先ほど、町長からも商工会と連携して補助金なり、支援をしてきているとお聞きしたわけではありますが、この基本法ができたというのは、そういうことをやってきたということでもありますけども、それ以上にやはり町として支援する施策はないかということをお尋ねしているわけでもあります。そういう点についてはどうでしょうか。

○議長（野口久之君） 山森商工観光課長。

○商工観光課長（山森英二君） 町といたしましても、町の独自の施策といたしまして、資金融資に対する利子補給、それから保証料の補給金制度、こういう制度も独自に持っているところでもあります。

それから、まずはそれぞれの事業者さんがいろんな形で商工会にご相談されて、そして経営指導なり、いろんな制度の活用方法も相談に応じておられるところでもありますし、町は町で、そういうご相談があれば親切、丁寧にお答えをしバックアップをしていくということでございます。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東まさ子君） 町独自の利子補給でありますとか、いろいろ予算がされているのは知っているわけではありますが、やはりこの10年を見ても、中小企業が100軒以上減少しているということでもありますので、このままいきますと今元気でしている事業者の間においても、やはり公共事業が減っているという中で、また消費税の問題とかいろいろな経済問題がある中で事業を続けていくというのは、大変今厳しい状況にあるのではというふうに思っているわけでもあります。

行政として、今まで行ってきたそういう利子補給以外に、やはり支援することはないかということをお尋ねしているわけですが、やはり実態調査というのが大切なんではないかなと。商店さんや個人商店でありますとか、小規模企業者の皆さんが何を要望されているのか、そういうことをつかむことがまず一番大事なのではないかと思いますが、そういう実態調査を行うということについては、この基本法の中でもそれもよい方法だといっているんですね、実態調査をするのも、法律の中で。その実態調査についてはどういうふうにご検討お

られますか。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 現段階では、町内の全企業・事業者を対象にした実態調査の実施は考えておりません。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東まさ子君） それはなぜ考えないんですか。創業とか、いろいろについては国のいろんな施策のもとでやっていくんだというふうに今さっきおっしゃられましたけれども、今現に頑張っているそういう事業者の支援を、何が求められているのかということをつかまなくては、やはりこれまでやっていた以上の、この法律が求めている施策というのはわからないのではないかと思います、なぜその実態調査はやらないんでしょうかね。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 表現、いろいろあるんですけどね、何でも仕事している人、事業者、いわゆる供給側なんですね。その人がどういう需要があるんだということを把握せんと、こういう需要があるんです、要望ばかり何ぼ掌握しても、町も施策の打ち出しようがないんですよ。一にいわゆる供給側ですね、供給側が需要であるデマンドサイドの要求というものを把握される以外に、どういう要望がありますかというて事業者に聞いたって、なかなかそのことは施策として打ち出せない。

一番よいのは、いうてるように子育てですね、医療、18歳まで無料にしたとか、第3子までは保育料無料にしたとかいうて東議員、なっとるでしょ。これ、何やいうたら消費者サイドの政策なんですよ、使うほうのね。これを充実したら、おのずから需要が起きて、利用者に反映するというんですよ。

ところが、なかなかそういう需要側を刺激する、需要側に対しての制度を打ち出したら、国民皆上げて、それはばらまきやいうて言うたんですよ。せやから、全部そういう子育て支援とかが縮小しましたやん。せやなしに、やっぱり生活者の支援をもっと法律的に充実させたら、この中小・零細と言われる事業者は、おのずから潤ってくるというのか。せやから、大企業と同じように、供給側に何ぼこれだけ生活者が、金持ちもおらはるかもわからん、生活者が困るとるのに、業者ばかり何ぼ支援したって需要は起きないという意味を私は言うてるんですよ。

そういう意味で、多分担当者も調査する考えが今はありませんという意味、そのように理解してもらったら結構です。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東まさ子君） 供給側の要求を聞いてもという、需要側が潤わなかったら仕事は来ないというふうなことでありますけれども、反対にそういうもとで、今事業者が困っているというのがありますよね、どういうサイクルの考え方かもわかりませんが。そういう事業者が今潤っていないもとで事業者が反対に今困っている状況にあるというふうなことにもなるわけですよね。せやから、どっちも大切なんです。

そういうことで、私は実態調査をすべきだということでもありますし、基本法もそういう効果があるというふうについておりますので、丹波マーケスの問題におきましても、やっぱりいろんな問題を解決するために、いろいろやってきたわけでありますから、同じようにそういう実態調査をしっかりとやって支援策をするべきだというふうに思っておりますので、それは言っておきます。してくださいね、その実態調査を。

それから、地域活性化の大きな柱ですね、まあ地域が活性化しないとだめですので、それは仕事起こしたと思うんです。本町は、地域循環をつくる経済振興として、住宅改修助成制度を実施して、住民の皆さんにも喜ばれ、業者の仕事もつくり、地域経済の波及効果も大きいこういうことで実施をされました。

小規模企業振興基本法は事業の持続的発展・維持が地域経済にとっても、地域にとっても非常に大事やという趣旨の法律でありまして、既存の商店のリニューアルに補助金をという商店リニューアル助成事業、あるいはまた小規模工事等契約希望者登録制度の導入で、仕事起こしを図ることは大きな意味があるのではないかと考えますけれども、町長はどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 商店のリニューアル助成事業、有意義なことであると思います。経営改善とか、販路開拓支援など経営の活性化を支援していくことも重要であると考えます。商工会とも連携しながら、必要な制度や補助金等を紹介し、あるいは専門家派遣制度があります。そうしたことで、経営改善、あるいは販路開拓、そうしたことについての支援を行って、現在おります。

小規模事業登録制度につきましては、以前から答弁しておりますとおり、制度の創設する考えは持っておりません。

商店リニューアルもしはったらよいと思いますわ、制度なんかいっぱいあるわけやし。ただ、借金やさかいに必ず返さんなんもんでね。そのことについて、利子補給をしたり、補償

制度、補償料をいろいろ援助するとかいう形をとってんですけど、今とってる施策は私は正しいなと思って、継続しているわけですね。

いろんなことで、何回も言いますけれど、需要が喚起されん限り、何ぼ事業者側を刺激したかって、専門家の派遣もただであります、大体。それで、いろんな補助金もあります。そういうなんをうんと使って、ただ販路の開拓とか、こういうのは何か格好よう言いますけど、なかなか一筋縄でいきませんよ。販路の開拓ができたなら、そんな派遣制度も要らんし、補助金制度も要らんですよ、売れたら。それを繰り返す言うてるでしょ、売れたら。売れることは何やいうたら生活支援にあると言うとるんですよ、私は。そんな業者はね、需要が起きたら勝手に元気にならるんですよ。それに対して、今やってるようなことしない言うとな違いますよ。何ぼでもさせてもらうけどね。借金してもうたって返してもらうのに大変やしとかいう思いを持ってるといっただけで。

何回も言います。とにかく、生活者、普段の生活が豊かにならんと業者は元気になりません。何ぼ業者を元気にしたからいうて、生活は上がりません。それは、国がいうてる制度やないですか、業者が上がったら国民が豊かになる。そんなこと、あらへんて。生活が豊かになったら、国が元気になるんですわ。それで、町の業者も元気になるって言うんですよ。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東まさ子君） 今町長が言われたことは、我々がずっと今まで言うてきたことでもありますので、それはわかっているわけではありますが、今例えば、高齢化で言えば、町道の端の草刈りでありますとか、最近もいろいろ災害が起こって町独自でいろいろ専門の業者に見積もりをしてもらって、農家たちが仕事に直接携わったりして補助金をもらって改良をしてきたという事業も、町の実施のもとでやってきたわけではありますが、やはり今そういう災害復旧におきましても、事業者が減ってきてなかなか仕事がしてもらえないということもありましたですわね、災害復旧のときに。

やはり、そういういざというときの仕事をしてもらえる業者さんの育成というのが、やっぱり今大切なんじゃないかということがあります。建設業を主として80軒も減っているということでもありますので、その中で国の公共事業も減っているということでもありますので、何らかの手だてを打たなくてはやはりだめだというふうに思います。

それで、小規模登録の工事、希望者登録制度でありますけれども、これは入札資格者名簿に未登録の方を対象にして、自治体が発注いたします小規模な建設工事やら、修繕工事の受注について、希望する方が登録をされて、そして町のほうと、直接業者のほうと契約をして仕事をするということでもあります。いろいろとここの道が傷んだとか、いろいろ町のほうへ

も要望があると思いますが、そうした軽微な仕事をやはりこの登録制度をつくって、そして仕事を起こして行って、家族で仕事をされている業者にも仕事が回るような、そして事業を続けていくような、家族でも経営ができていくようなそういう仕組みをつくるのが大切なんじゃないかと思うんです。

それで、入札業者とのすみ分けを行って、やはりこういう制度を行うことの意義というのは、町長はどのように考えておられるかお聞きをしておきたいと思います。

それから、商店のリニューアルにつきましても、専門家のアドバイスの事業とか、利子補給とかいろいろあるんだということではありますが、群馬県の高崎市では、商店リニューアル助成事業を行っていて、店舗の改装でありますとか、店舗で使用する備品の購入に上限100万円として2分の1を補助する、こういう制度をつくっているわけがあります。

今現に事業をしておられる方の事業を、持続、発展させていく意味からも、やはり大切なことではないかと思いますが、2つの事業についてもう一度お聞きをしておきたいと思いません。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） ずっとよその例を言わはるけどね、成功したかしてないかいうたら最低3年とか5年とかやって、そしてそのことが成功だったというたらまねたらいいですよ。こんな高崎のまねしたさかいうて、京丹波町で成功するとは限りませんから、はっきり言うときますわ。そういうことを私、言うてるんですよ。言わんなんことを言うたほうがよいん違う。言いたいことやない、言わんなんということは、テレビでもNHKみたいな公共放送でも、そんなに検証してやっとなるわけやないですよ。要は、やってますっていうんですよ。それで、人が何人来ましたって。成功してるかっていうたら、いわゆる費用対効果って言わはる議員さんもある。費用対効果としてびちっと3年、10年後成り立っているかどうかっていうことが、それが成功例で、それをまねせい言わはるねんやったらまねしますって。みんな言うてはるのは、新しい情報を提供してくれてはるんでしょ、私に。それは、新しい情報としては受け止めてますよ。しかし、それをすぐまねせい、よいん違うかってそんなことは思てません。新しい情報として、町長提供しておきますわって言わはるんやったらよく理解できます。

そういうふうに、私は皆さんの意見を受け止めているということをはっきり申し上げておきます。

もう1点ですけどね、小規模事業者と災害でもよそと違う、早くできましたやん。何やかや足らんとかいうて。で、それかって最初50から60、町長、70、80。いや、そうや

なしに、もう90にせいって言って、いうて90%の助成をすることによって、私はスムーズに進んだと思いますよ。どこよりも、そのことを区長さんとか、実際災害受けはった人から幾らでも礼、おおきにとってこんな初めてですいうて、町職のOBとか府のOBから、そういうねぎらいの言葉、いただきましたもん。

そういうふうにして、何回も言いますが、需要さえあれば、それぞれ、そない我々がどうせい、こうせいいうて、こういう枠組みでいうて行政が、あるいは商工会がやらんでも、経済活動として私、十分機能してるというふうに思ってるんですよ。確かに、業者さん少なかったさかいに、苦勞しましたやん、みんな復旧について。80業者が、自分の決断で、そのある業界からほかへ移られたということは、敬意にこそ値するけどね、それがかわいそうやという論点は成り立ちませんよ、この自由主義経済で。私はそういうふうに理解しますね。

それは大変やったと思いますよ、親から継いだ業界やったかもわからんし。その減ったことをどうのこうの、まだ言えるような私は立場でないという意味も申し上げておきます。

私は、皆さんからいろんなこうしたらよい、ああしたらよいって言うてくれはることについて、本当に成功してるかしてないかってなことは、検証せんのご意見として承ってる。そやから、慎重に、やっぱりそのことを実施するときには、うんと慎重であるべきだという立場です。

何回も言いますが、商店街のリニューアルについてもいろんな制度があるんやさかい、それ使ってやってもらったらいいし、どうしてもこういうことがしたいけど無理やということについては、具体的に一人ずつ相談してもらったら、十分対応する能力はあると思っております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東まさ子君） 51年ぶりにそれこそ中小企業基本法とは別に、この小規模の基本法ができたわけでありますので、検討していただくとともに、やはりこの商店リニューアル事業につきましても、実施をされている先進地のところがあって好評を得ているということでありますので、やはり調査をしていただくということについてもう一回お聞きをしておきますのと同時に、やはり今公共建設工事、主にですが、例えば50万円未満の事業というのは何件あるのか、また100万円以下の事業というのは何件あるのか。わかりましたら、あわせてお聞きをしておきたいと思えます。

この商店リニューアル事業につきましても、やっぱり地域にお金循環する制度でありますので、これも首長が全企業の実態調査をせい言うもとで、調べてされた事業というふうに

聞いておりますので、また研究をしていただくということについてお聞きをしておきます。

それ1点お聞きをしておきます。

それから、農業の振興についてであります。平成26年産米の価格はコシヒカリ1等米、30キログラムが4,600円と、過去最低でありました。安倍政権発足後の2年間で、40数年前の水準に暴落をいたしました。米60キロ当たり約1万6,000円の生産コストの半額程度の価格で、再生産不能な状態になっております。こんな状況では、地域の生産を支えている担い手農家のほうも、田んぼを返すという声も出てきているところであります。

大規模経営を含めて、米づくりができなくなり、農村がこのままでは崩壊をいたします。国民主権、米の再生産が危ぶまれる事態は、農村の地域経済にとっても深刻であると同時に、農業の持続意欲を奪い取るそういうことで、地域からも活力を奪っていきます。その上、TPPによる関税の自由化がさらに進むことになれば、事態はますます深刻であります。価格に政府が責任を持つのは当たり前であり、再生産できる米価の実現が必要です。

町長は、TPP交渉の合意は許さない、また主食の米の需給と価格の安定に政府が責任を持つようとする意見表明を行うべきではないか、お聞きをいたします。

また、地域社会を支えている専業農家や兼業農家への支援策についても、考えを伺います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） TPPの前に、言われてるんで言うとかんですが、商店のリニューアルについて、1件でも相談があるというまず報告を受けてません。何回も言いますけどね、京都市内や福知山やとか、高崎やとか言われたって、そんなこのまねしたって、今言わはったん大体頭に入るんですよ。何やいうたら、側だけやなしに什器、備品までとにかく支援すると言うとんですけどね、そこまで支援して、借金してもらってね、京丹波町でほんとに成功するかどうか、ほんとに成功するかどうかはね、私は何回も言うてるでしょ。まず、心構えですって。もう燃えるように、私らやったらもう日参するんですよ、こうしたい、ああしたい言うて。それで初めて融資決定とか助成が出てくるんでね、こっちからどうですか、どうですかっていうて商売してはる人、皆下向いてはりますわ。こっちからどうですか、こうですか言うて、そんなん成功しっこないもん。そんなんにやってね、その人、あんたのためを思て言うてんやっていう意識で、あんたに100万円貸してくれ言われたら、あんたのために金貸すのやって金融機関やったら言いますもん。

そういう厳しい現実を知ってるさかいに、私はもっと需要ですね、この町が元気にならんと新しい企業者が入ってきはっても非常に難しいということで、今まで答弁してきました。

TPPについては、何回も答弁してますとおり全国町村会でもう断固反対やて意思表示し

てますし、そこに属してます京丹波町もT P Pについてはもう反対だということをはっきり申し上げておきます。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東まさ子君） 次に、農地中間管理事業の状況についてお伺いをいたします。

どういう状況になっているのか、お聞きをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 農地中間管理事業ですが、昨年7月、京都府に農地中間管理機構が設置されまして、公募で選ばれました担い手に農用地を貸し出す農地中間管理事業がスタートしております。

26年度は、8月と11月に認定農業者など担い手となる借り手の公募が行われまして、丹波地区で5件、瑞穂地区で10件、和知地区で1件、町全体で16件の応募がありました。

また、随時受け付けを行っている農地の貸し手については、地域で今後の農業のあり方を話し合い計画作成する京力農場プランというのがあるんですが、京力農場プランを策定している地域で、話し合いによりまとまった農地集積を図ることとしまして、瑞穂地区の鎌谷下地区の72筆、5.5ヘクタール、丹波地区の安井・塩田谷地区の42筆、8.3ヘクタール等が京都府農地中間管理機構を通じ、地域の担い手に貸し出しが行われたところであります。

農地中間管理事業は、担い手への農地集積による経営効率と所得の向上を目指した制度となっており、本年度におきましても、新たに創設されました京都府農業農村創生センター等関係機関と連携しながら、担い手を中心とした農地集積に向けた取り組みを進めてまいります。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東まさ子君） これ、例えば貸し手があったわけではありますが、これ担い手がなかった場合はどういうふうになるのでありましょうか。

○議長（野口久之君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） 農地管理事業でございますけれども、今現在の取り組みの方法でございますけれども、やはり集落の中でお話し合いをいただいて、農地中間管理機構に貸し付けるというようなことになっております。貸し手の方が、農地を貸したいというようなことで要望があった場合には、農地中間管理機構、また市町村が現地調査を行って、その

農地が担い手に貸し付けられるかどうかというような農地の調査を行いながら、借り手となられる担い手さんのほうに紹介をしていくというような形をとっているものでございます。

現在のところ、先ほど町長の答弁からでもございましたように、京力農場プランを作成いただいたところで、その集落なり地域のまとまるような形で農地集積を行うというようなことで、担い手への貸し付けを26年度につきましては実施をされたところでございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東まさ子君） 未成立のところはなかったのか、お聞きします。

○議長（野口久之君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） 26年度におきましては、未成立のところはございません。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東まさ子君） 次に、3番目に介護保険事業について伺います。

今年4月から、介護保険制度が見直され、利用者・家族に新たな困難を押しつける内容になり、このままでは安心して介護を受けられないとの声が上がっております。介護保険では、3年ごとの介護保険事業計画で、今年4月から第6期の事業が始まっております。そこで、お伺いをいたします。

要支援1、2の人たちの訪問介護や通所介護が介護保険から外され、自治体が行う介護予防・日常生活支援総合事業に切り替えられることとなります。本町は、28年度後半から新しい総合事業へ移行するとしておりますが、移行による要支援者へのホームヘルパー、デイサービス事業は、この6期計画にどのように反映されているのか。また、地域支援事業として実施をする体制づくり、受け皿はどのようにされるのか。また、利用者の選択権はどうなるのか伺います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 今回の介護保険制度の改正ですが、利用目的に合わせて本人が選択できるサービスの枠組みを広げることを目指しているところであります。本町の第6期介護保険事業計画においては、地域支援事業の充実を掲げておまして、自助、互助で取り組める内容を多く盛り込みながら、サービスの創出に努めることとしております。

新しい総合事業に移行しても、本人の状況をよく理解して、本人の意向を尊重しながら必要なサービスや事業をご利用いただくこととなります。多様な事業の担い手として、生活支援、あるいは助け合い活動に賛同いただけるボランティアの養成講座の開催について、京丹

波町社会福祉協議会への委託事業として計画しております。

現在、関係機関との調整に入っております。今年度、実際に3つの振興会など指定をしまして、地域で可能な形で、高齢者を支援する住民参加型のサービス提供のあり方をモデル事業として取り組みまして、地域支援事業として実施する体制づくりを検討したいと考えております。持続可能で、京丹波町らしい事業を目指していきたいということを基本的に考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東まさ子君） 高齢者が介護サービスを利用する場合、これまでと手続上どういふふうに違いがあるのか、お聞きをします。基本チェックリストの質問に答えるというのがあるらしいですけれども、このことによってサービスが振り分けられるのか、お聞きをしますと同時に、自助、互助というふうなこともありました。自立の促進として状態が改善をしたら単価のそういう低いサービスへの転換、あるいはまたサービスを終了することを行政が求めることになるのか、あわせてお聞きします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 担当課から答弁します。

○議長（野口久之君） 下伊豆保健福祉課長。

○保健福祉課長（下伊豆かおり君） これまで同様に、認定をお受けいただいてサービスをお受けいただく方もございますし、チェックリストによりましてご利用いただくサービスメニューを保健師、また包括支援センターのケアマネ等が判定しながら、ご本人さんの意向を踏まえてメニューを考えていくということになります。

改善されました場合ですけれども、現在でも改善される方もいらっしゃるわけでございますので、その支援区分等に応じたサービスメニューをご利用いただくことになります。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東まさ子君） 現在もいろんなサービスを利用することによって元気になられているというのがこの事業のよいところであります。

そうしたことが、よくなったがゆえにサービスを受けられなくなるということがないように責任を持っていただきたいと思っております。

それと、新総合事業の事業費に上限が設けられることで、給付が抑制されるのではないかと。そうした中で、担い手の確保ができるのか。また、サービスの質と量に自治体の財政力によ

る差が出るのではないか。今、3つの振興会が手を挙げていただいているというふうにありましたが、町内においても地域間格差が生まれるのではないかと指摘する声があります。ほんとに高齢者がひとしく必要な介護サービスを受けられるのか懸念がされます。

サービスを提供できる見通しはあるのか、お聞きをしておきたいと思いますと同時に、地域包括ケアシステムの推進ということで、体制整備が重要であります。体制を拡充されるふうにご考慮されるのか、あわせてお聞きをしておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 下伊豆保健福祉課長。

○保健福祉課長（下伊豆かおり君） サービスが提供できるのかということでございますけれども、地域の皆さん、また専門職、事業所の皆さんと連携させていただきながら生み出していくことも大事かと考えております。

新総合事業の事業費の上限につきましても、これまでから地域支援事業の上限も設けられておったところでございますけれども、新しくは地域の高齢者75歳以上の人口の伸び率ですとか、65歳以上の伸び率等が上限の算定に組み込まれていくわけですけれども、この介護保険事業の中で適正に予算計上させていただきながら取り組んでまいりたいと思っております。

また、地域包括ケアシステムの構築という件ですけれども、町だけではなくて、関係する医療機関、それから介護の事業所さんたちと地域ケア会議という場を設けて、密接に連携しながらお互いの役割を發揮していく必要があるなと考えております。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東まさ子君） 今、そしたら地域包括ケアの体制はどういうふうになっているのか、お聞きをしておきます。

それと、介護報酬が改定されました。介護職員の賃上げ、または認知症対応などのための引き上げもされましたけれども、介護特別養護老人ホームでありましたり、小規模のデイサービスなど報酬が引き下げられて、トータルでは2.27%の引き下げとなっております。特養の全国的な試算では、1施設当たり1,500万円の減収になるとされております。町内の事業所での影響について、どのように把握されているのかお聞きをしておきたいと思っております。

その中で、昨日もありましたが、クローバーサービスの補助金、認知症カフェを委託されておりましたけれども打ち切りということでありました。これにつきましては、事業計画の中でも認知症カフェの確保が重要だとされております中で委託を打ち切られたという原因とか、中身についてお聞きをしておきたいと思っております。

○議長（野口久之君） 下伊豆保健福祉課長。

○保健福祉課長（下伊豆かおり君） 地域ケア会議につきまして、町内の事業所、また医療機関等と定期的な情報交換などを行いながら進めさせていただいているところです。

特に今度、在宅介護へのニーズが高まっていくとありますので、近隣の医療機関の地域連携室と町内事業所のケアマネジャーさんとの顔つなぎといたしますか、十分な情報交換につながるような会議も予定いたしております。

それから、介護報酬の改定に伴いまして各事業所さんの状況ですけれども、全体的にマイナス改定になったことによりまして減収は否定できないものと考えておりますが、加算についてはそれぞれの事業所で申請をされているように伺っておりますので、今後改めてまた事業所ヒアリング等を行いながら、現状把握に努めてまいりたいと考えております。

認知症カフェにつきましては、身近なところで認知症の方、またそのご家族の方が悩みを話し合えるということが重要なものではございますけれども、なかなか地域が限定されておりました、送迎がなくては通えない、参加者が限られているというふうな課題も出ておりました。今年度からは、地域のサロンですとか、筋トレ・脳トレ教室の中にその認知症専門の推進員を派遣するというので、事業展開を図ることとさせていただいております。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東まさ子君） それから、8月から低所得者に対する食事・部屋代の負担軽減措置制度が、大幅に削られることになりました。所得が変わらないにもかかわらず、大幅な負担増となります。また、介護サービスの利用料を現行の1割から2割にするというふうなことも、8月から行われます。この影響についてどのように考えておられるのか、また対象者はどういうふうになるのか、お聞きをしておきたいと思っております。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 低所得者層に対する施設入所等に係る食費、あるいは居住費の負担軽減措置につきましては、平成27年8月から、ご本人の課税状況だけではなく、配偶者の課税状況や預貯金の保有状況等も勘案し、軽減措置の適用の可否を判断することとされております。

この軽減措置は、福祉的な性格を有する制度でありまして、国において、負担の公平性の観点から見直されるものであることから、本町独自の軽減措置対策は困難であると考えております。

利用料ですが、第1段階と言われる生活保護受給者、世帯全員が非課税で、老齢年金受給者ということになります対象者。食費300円、居住費、ユニット型個室820円、多床室

はゼロと。第2段階が、世帯全員非課税で合計所得プラス課税年金収入額が80万円以下の方です。食費390円、ユニット型個室820円、多床室370円。第3段階、世帯全員非課税で合計所得プラス課税年金収入額80万円を超える対象者、食費650円、ユニット型個室1,310円、多床室利用されたら370円。第4段階、課税世帯ということですが、食費が1,380円、ユニット型個室が1,970円、多床室370円、8月になったら変わるかもわからん、840円ということになってます。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東まさ子君） それから、地域支援事業が27年度と比べ、29年度は2,100万円増えておりますが、この試算について明らかにしていただきたいと思えます。

○議長（野口久之君） 下伊豆保健福祉課長。

○保健福祉課長（下伊豆かおり君） 第6期介護保険事業計画におきます平成29年度の地域支援事業の見込み額につきましては、27年度の計画値に対しまして、要支援の方の訪問介護や通所介護等が、介護予防・日常生活支援事業に移行するものとしたしまして約990万円の増、また、認知症施策の拡充等に係ります事業費の増としたしまして約1,100万円を見込んだところでございます。

先ほども申しましたように、限度額の設定の考え方が示されたところでございまして、この事業計画のワークシートのほうから算定をいたしております。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東まさ子君） そしたら、全体的には通所介護も、訪問介護も予算は変わっていないということでありまして、地域支援事業に移行しなくても。それで、地域支援事業はこれだけ増えたということでありまして、今までどおり実施をしていただけたらと考えてよいのか、お聞きをしておきます。

○議長（野口久之君） 下伊豆保健福祉課長。

○保健福祉課長（下伊豆かおり君） 新しい総合事業に移行いたしましても、専門的な通所、また訪問等が必要な方につきましては、これまでと同等の予防給付に相当するサービスを提供することといたしておりますので、その分も含めて今回事業計画のほうで見込んでいます。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東まさ子君） この6期事業に、いろんなメニューの予算が措置され過ぎではないかなというふうに思ったりしますが、また質問します。

次に、就学援助制度についてお伺いいたします。

就学援助制度は、憲法や学校教育法に基づく制度で、経済的に厳しい事情が起きたときに学用品などを支援する制度であります。国の示す支給項目の中にクラブ活動費が入っておりますが、本町は実施しておりません。なぜ対象にしないのか、お伺いいたします。

また、申請するときに、本町では民生委員さんの証明が必要とされているが、不要にするべきではないかと、あわせてお聞きします。

○議長（野口久之君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 就学援助費制度は、先ほども議員からございましたように、経済的な理由により、就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対しまして、学習に必要な費用の一部を援助する制度でございます。

本町の補助の内容につきましては、学校給食費、学用品費、通学用品費、修学旅行費、新入学学用品費、校外活動費、通学費、体育実技用具費、それから、生徒会費、あるいはPTA会費等でございます。多くの市町村と比較しても充実した内容であると考えております。

クラブ活動費につきましては対象にしておりませんが、一部の自治体で補助されていることは承知をしております。今後研究をさせていただきたいと思っております。

また、準要保護児童生徒の認定につきましては、京丹波町就学援助に関する規則取扱規程により、交付について必要な事項を定めておりまして、地域の民生委員児童委員さんの協力も得て認定しているところでございます。今後とも民生委員児童委員さんの意見などを参考にしまして、公平で公正な就学援助事業を実施していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東まさ子君） クラブ活動費を実施していないのは、北のほうで言えば本町と亀岡市だけでありました。

それと、民生委員さんでありますけれども、これを必要としているのは、京都府下の中で京丹波町と南丹市だけであります。大きいところでは、来られても実際把握できないというような状況もあります。これはやっぱり見直していただくべきではないかと思っております。

それと同時に、今必要なのは、必要とされている家庭が受けることができるかどうかということが大事なんです。そういう観点から要項も定めていることから、これはぜひとも必要ないと思っておりますのでお聞きをします。

○議長（野口久之君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 先ほど、民生児童委員さんの認定についてでありますけれども、認

定は教育委員会がしておりまして、民生児童委員さんにつきましては意見を、あるいは所見をいただくということにしております。それぞれ地域のいろんな生活等について、非常に明るくご承知いただいております民生児童委員さん、そしてまた学校長の意見も参考にして、あるいはまた規則にのっとり教育委員会が総合的に判断して決定するものでございまして、地域のいろんな、ほんとにそういう援助を受けていただける必要な方につきましても、地域の民生児童委員さんも把握されてることが多いですので、そういった皆さん方の意見も聞いて、教育委員会が認定してるということでございますので、民生児童委員さんに認定をお願いしているというわけではございません。

以上でございます。

- 11番（東まさ子君） 必要な家庭に受けてもらっているかという。
- 議長（野口久之君） 朝子教育長。
- 教育長（朝子照夫君） そういったことも含め、ほんとに必要な方に支給ができていくかということについては、民生児童委員さん、あるいは学校長にそれぞれの学校の子どもたちの集金の状況とかいうものも聞いて、把握をして認定してるところでございます。

今後も、十分そういった形に漏れがないように、しっかり意見を聞いていきたいと思っております。

以上でございます。

- 議長（野口久之君） これで、東まさ子君の一般質問を終わります。
これより、暫時休憩をいたします。午後は1時15分からといたします。

休憩 午前11時45分

再開 午後 1時15分

- 議長（野口久之君） それでは、休憩前に引き続き会議を続けます。

次に北尾潤君の発言を許可します。

北尾君。

- 8番（北尾 潤君） それでは、平成27年第2回定例会、北尾潤の一般質問を始めさせていただきます。

府道80号日吉京丹波線の整備についてとふるさと納税について、質問いたします。

1つ目、府道80号日吉京丹波線の整備について。

京都府道80号日吉京丹波線は、南丹市日吉町の殿田と国道9号線を結ぶ主要幹線道路であり、ゴルフ場客など年々交通量も増えており、また本町と日吉町の境付近に産廃関連施設もあり、大型トラックの往来も増え、狭小部では利用も困難で危険な状態です。

僕はまだ学生で、15年ほど前になりますが、本町に週2回塾講師として京都市内から通っていた頃から利用し、ところどころは工事をしていたような記憶があるのですが、いまだに大きな改善が見られてません。そこで、現在までの経過を問います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 府道の日吉京丹波線ですが、未改良区間のうち南丹市との境界付近であります峠部分につきまして、平成23年度に京都府の府民公募型整備事業により採択されまして、計画、用地買収と進められ、平成26年の年末から峠部分の一部につきまして道路改良工事に着手いただいております。

平成27年度においても、引き続き工事を進めていただけると聞いております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 北尾君。

○8番（北尾 潤君） この道路は、本町にとってどのような役割を果たす道路でしょうか。お願いします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 日吉京丹波線は、京丹波町と南丹市を結ぶ重要な幹線道路であります。道の駅「京丹波 味夢の里」や丹波マーケス、あるいはゴルフ場などへのアクセス道路として、まちづくりや町の活性化に欠かすことのできない重要な道路であり、また、地元上野区住民にとりましては生活道路として利用されているなど、さまざまな役割を担っている道路だと認識しております。

以上です。

○議長（野口久之君） 北尾君。

○8番（北尾 潤君） 今説明ありましたように、まず何よりも地元上野区民、その周辺の地域住民の皆さん、そして日吉側から丹波マーケスへ買い物に来る方々の生活道路であります。また、ゴルフ場へのアクセスや産廃関連施設などへの経済活動道路でもあり、大型車と狭小区間ですれ違う危険を長い間放置しておくべきではありません。

交通需要面や安全面から早期改良の必要性があるのではないのでしょうか。お願いします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 日吉京丹波線については、生活道路としての利用による交通量が多いことに加えまして、近年、大型車の交通量が増大しております。幅員狭小区間等の改良の必要性が高まっております。

道の駅「京丹波 味夢の里」や府立丹波自然運動公園トレーニングセンターのオープンに

より、さらにこの道路の交通量も増えると予想されることから、安全に京丹波町にお越しいただくためにも、また地域住民の皆さんが安心して生活していただくためにも、京都府に対し早期改良を要望していきたくて考えてるんですが、道づくりをまちづくりに生かそうというて、呼びかけをしている寺尾から見ますと、この道こそ入込府道というのか、どっちかというて流出する道路もあるわけですね。どんどん利益が流出していく。この道路は、まさに宝の道路というか、どんどん入ってきてくれはって、京丹波町が豊かになる道路なんですね。

最初からそういう認識で、流出する道路は言いませんけどね、高順位に私の気持ちの中ではしてるんです。一生懸命気張ってきた篠山京丹波線なんかもね、要望活動しているときにはっきり篠山側の人、済みませんね言うてもう完成してるのにつて、私がお断りすると、篠山市側の人はいはるわけですね、いや、ここの道路は物すごく大事なんやと。いわゆる京丹波町とは言わない、丹波行くのにと。とりわけ今度、京都縦貫が開通すると、そこから乗るのが一番近いんやとか言いはるんです。あるいは、言いにくいんですけど、マーケスずつこの道使って買い物に行つとるんですわと。もちろん、私は知っておったんです。知っておったさかい、気張って府県道篠山京丹波線というの、気張ってきました。

この道路についても、ほんとにマーケスとか、味夢の里とか、トレーニングセンターとかいうことやなしに、町全体の豊かさをほんとに提供してくれる府道の1つだという認識であります。そうした意味で、この要望活動を皆さんとともに盛り上げていきたい、そんな思いであることを申し上げておきます。

以上です。

○議長（野口久之君） 北尾君。

○8番（北尾 潤君） ありがとうございます。僕も全く同じ認識で、京丹波町にとって利益を運んでくる道路だと思うので、でもまだ地権者の人と最終の話合いが済んでない部分なんかもありますし、まずは区民の方々の意思も確認しながらできるところから速やかに着工していくことを要望いたします。

次に、ふるさと納税について質問いたします。

ふるさと納税制度は、平成20年に始まり、自治体に対してふるさと納税をすると、納税額のうち2,000円を超える部分について、一定の上限まで所得税・住民税から全額が控除される制度です。しかし、ゆかりのある自治体への寄附の気持ちという側面よりも、あの自治体の特産品は豪華でとか、あの自治体は寄附が幾ら集まったのように、特産品がもらえることによる自治体間の商売的な側面がクローズアップされてきました。

ふるさと納税は、本町にとってどのような取り組みであるべきか、問います。昨年度まで

の実績をお願いいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 制度が始まりました平成20年度から申し上げますと、平成20年度が5件で17万円、平成21年度が4件で13万5,000円、平成22年度が20件で168万6,000円、平成23年度が8件で35万円、平成24年度が8件で37万円、平成25年度が9件で91万円、平成26年度が24件で421万5,000円となっております。これまでの累計が、78件、783万6,000円でございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 北尾君。

○8番（北尾 潤君） だんだん増えていってるような感じもしますし、あと急に大きい部分があるんですけど、例えば平成22年の20件、168万円だったりとか、26年度のすごい、前年の4倍以上になってますね、421万円。この辺の原因ってわかってますでしょうか。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） ただいまご質問のありました近年といいますか、ふるさと納税が始まりまして、特に件数とか金額の多い部分でございますけども、22年度におきましては、特に同窓会等へ、これ須知高校の東京支部の同窓会ですけども、そちらのほうに出向いて寄附をお願いしたというところで、件数が増えたものでございます。

また、26年度につきましては、特に金額、件数もそうですけども、金額が増えておりますけども、これにつきましては個人の方で105万円という寄附をされた方がお一人、それから同じく100万円という寄附をされた方がお一人、それから企業で100万円という高額な寄附をされた企業もございまして、そういったことで金額のほうも増えているという状況でございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 北尾君。

○8番（北尾 潤君） 一時的なものだとしたら、まあ大体1年間100万円ぐらいのところ、今いるのかなという感じで、大きく寄附していただいている方がいたらそれからもっと膨れ上がるんじゃないかなというところだと思います。

それでは、今年度から取り組みをしていることがあったら、お願いします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 1万円以上ご寄附いただいた町外在住の方に、寄附金額に応じ、京丹

波町で生産・加工されたふるさと産品を送付しております。

また、ふるさと納税募集チラシを道の駅や町内外のイベント等で配布しまして、広く寄附を呼びかけ、積極的にPR活動を行っております。

言うてもらったとおり、特産品がもらえるというのがかなり周知されてきたということで、これにしっかり対応せんなんかなという思いで、対応するべく努力しているということでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 北尾君。

○8番（北尾 潤君） 納税者が負担する、済みません、通告書に経費と書いてあるんですけど、費用、労量をお願いします。納税にかかるもの以外に、お金がかかる分があったらお願いします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） ふるさと納税の寄附申し込みですが、郵送、あるいはメール、ファクス並びに窓口で受け付けておりますので、お申し込みいただく場合の郵送料とかファクス通信料については、寄附者のほうのご負担になります。

また、税控除を受けるためには、年度末に確定申告をしていただく必要がありますが、確定申告が不要な給与所得者等で、ふるさと納税先から5団体以内の方に限り、今年4月以降の寄附については、確定申告をしていただかなくても税控除が受けられるワンストップ特例制度が新たに創設されましたので、以前よりは手続が簡素化されていると思っております。

以上です。

○議長（野口久之君） 北尾君。

○8番（北尾 潤君） 簡単に言うと、郵送料とか、あと手数料の2,000円以外はもうそのまま納税、寄附という感じで、寄附といってもまた後で説明させていただくんですけど、納税と同じ、費用としてはほとんどかからないと思っていいというのが1点と、あと労量、給与所得者は、今まで確定申告をふるさと納税したら行かなきゃいけなかったのが、その必要もなくなったと。この部分がすごく負担軽減になったのではないかなと。

だから、納税者は2,000円プラス郵送料の負担と、あと申告書に何か書くというぐらいの負担でふるさと納税ができるというふうに認識していいんじゃないかなと思います。

町民や町外からの問い合わせはあるか。また、あったとしたらどのような内容か、お願いします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 現在のところ、町民の方からの問い合わせはありませんが、町外からのふるさと納税制度や本町が送付しますふるさと産品についての数件の問い合わせがあるということです。

以上です。

○議長（野口久之君） 北尾君。

○8番（北尾 潤君） 先日もちょっと同じ質問があったんですが、もう一度お願いします。制度をどのように周知しているのか、お願いします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 町のホームページへの掲載をはじめ、ふるさと納税のポータルサイトへの掲載、道の駅や町内外のイベントにおいてチラシの配布等行っているところでございます。

また、過日開催されました須知高等学校同窓会東京支部総会で協力依頼を行ったところがあります。本町で開催されました黒豆ロックでも、ふるさと納税のチラシ配布を行っております。

今後もイベント等の機会を利用するなど、積極的にPR活動を行うことで、京丹波町を支援していただける方を募り、財源の確保に取り組みたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 北尾君。

○8番（北尾 潤君） 本町のホームページのふるさと納税とはの説明には、こんなふうに書いてあります。ふるさと納税とは、納税者が自分の意思で納税（寄附）先を選択する制度です。生まれ故郷やお世話になった地域、これから応援したい地域を納税（寄附）という形で支援することができます。自治体に対してふるさと納税（寄附）をすると、ふるさと納税（寄附）額のうち2,000円を超える部分について、一定の上限まで、原則として所得税・個人住民税から全額が控除されます。

説明にはこんなふうに書いてあるんですけど、ふるさと納税とはどんなものかを理解している人からすると、非常にわかりやすく全く問題がないように見えるのですが、中にはこの今もう4カ所ほど出てきました納税（寄附）というところを、そこがわかりづらいみたいで、勘違いしている人たちが少なくないようです。結局寄附というからには、お金を負担するんだという感覚ですね。

あともう1つ、僕がふるさと納税のお願いを説明していて感じるのは、手続きが面倒くさいんじゃないかという不安です。繰り返しになりますが、ここにいる職員、議員または町内外

の制度を理解している人からしたら当たり前のことなのですが、先ほど僕の納税者が負担する費用と労量という質問に答弁があったように、一定の上限の納税までは、納税者は郵送料や手数料の2,000円のみ負担、また給与所得者は確定申告もなくなり、手間はふるさと納税の申告書をワンストップ申請書の記入と振り込みだけだというこの2点をしっかりと周知することで、ぜひそんな簡単にできるならふるさと納税してもいいかなと思う人を逃さないようにお願いいたします。

ふるさと納税制度は、本町にとってどのような制度であるべきか。お願いします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 本町のように財政基盤の弱い自治体にとりましては、新たな財源確保の取り組みの1つとして、ふるさと納税制度をより一層推進していく必要があると考えております。

ふるさと納税を推進することは、財源確保だけではなく本町の魅力ある特産品のPRや観光客の集客につながるとともに、生産者の生産意欲や販売意欲にもつながり、地域経済の活性化の観点からも効果的であると考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 北尾君。

○8番（北尾潤君） 財源確保を一番目に上げられてたんですけど、ちょっとその辺僕と違いまして、僕は実際に何人かにふるさと納税のお願いをしています。で、現在も進行中なんですけど、お願いにかかわってみると、先ほどの寄附という部分の思い違いや手続の複雑さを不安がっていることがわかったりしたのですが、そのほかにいいなと思うことも幾つも出てきました。

まず、責任が生じます。手数料が2,000円しかかからないといっても、そっちに払うあなたのお金をこっちに払ってくださいというふうに言うと、議員とか職員がお願いしたら、僕らはしっかり仕事をしますとならなければなりませんし、一般の町民の皆さんがふるさと納税をお願いをするときは、あなたの税金を使って行政や議会に京丹波町のために、しっかり仕事をさせますということです。また、こんな特産品がもらえるからと釣るのではなく、お金をいただくとした場合、相手としっかり話し合う必要があります、京丹波町をこんな町にしたいという施策や夢を話し合う中で、自然とお互いの自治体の施策の情報交換もできました。

最後に、これが本来の目的だと思うのですが、生活や仕事における都会の利便性も認めながらも、自分が育った土地や環境、育ててくれた人に貢献したいという気持ちを受け取れる

制度だなと感じました。自分が育った保育所、小学校、中学校で今子育てや教育が行われています。そこにとか、自分を育ててくれた、現在は高齢者になっていますが、昔自分が子どもだったときの大人たちが暮らしやすいように介護や福祉になどの話をする、自主財源がどうか、特産品の話をするよりもずっとぜひ使ってくださいという感じが伝わってきて、すばらしい制度だなと実感しました。

他の自治体では、目的別に基金を積み立てるなどして使われ方をわかりやすくしているところもあります。引き続き研究を重ね、納税者の気持ちが伝わりやすいように努力を希望いたします。

次に、納税者へのお返しの品について提案いたします。特産品を贈るだけでなく、町内で使える金券、商品券などを贈り、納税者に町内に足を運んでいただくことで、本町のアピールにつながり、かつ町内の飲食店、ガソリンスタンド、旅館などの町内業者にも広く還元できるのではないのでしょうか。お願いします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 総務省からは、換金性の高いプリペイドカード等を、ふるさと納税の趣旨に反するような返礼品を送付する行為を行わないよう通知があったところですので、貢献したい、または応援したい自治体に寄附を行うという本来の趣旨を踏まえた上で、さらに創意工夫した特典について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 北尾君。

○8番（北尾 潤君） 金券が難しいということでしたが、特産品を贈ることによる顔の見えない人たちのお金と物のやりとりだけではなく、本町に足を運んでもらい、本町の町民の皆さんとの交流、本町文化のアピール、本町出身者が家族や友達を連れて帰郷するようなきっかけになるようなプラン、例えば仮に瑞穂コースと名づけて、旧質美小、鐘乳洞、そば打ち道場を回り、グリーンランドみずほに宿泊するプラン、和知コースは、わち山野草の森、旅館で1泊した後、カヌーを体験しバーベキューなどのプラン、丹波コースはロードレースや食の祭典など絡めたプランなど、本町をめぐる周遊券みたいなもの、スタンプラリーみたいなものでも無理でしょうか。お願いします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） だめかどうかちょっとわからんですけど、換金性が高いというたら、商品券とかお買い物券というのね、換金100%できませんのでね。せやから、北尾議員が言うてくれてるように、私はそうした物を贈るもよし、そういうお買い物券というか商品券

を贈って、ある程度常識的に来ていただける範囲の人であれば、そして京丹波町に足を運んでいただいて食べてもらって、見てもらって、触ってもらって、観光してもらおうということが一番よいと思います。

私も、平成22年に須高の東京支部行ったりして、気張って一気に増えとんですけれど、その後、このふるさと納税、ちょっと軽んじていた節があります。ところが、NHKで盛んに取り上げるようになって、こうなってくるとまさにさっき言うたように、生産意欲とか、そういうふうによいこと書いてるわけですが、もう商売みたいになってきたなど。これはもう負けられないので、気張らんとあかんでということで、ハッパかけとるんですけれど、商品贈るんもよいと思います。悪くはないと思います、京丹波町のPRになるし。

そやけど、もっといいのはやっぱり足を運んでもらえるような方策をうんと考えると、全町挙げて。それで来てくれはった人に、普通の現金よりももっとしっかりとした対応、おもてなしをするというようなことは、ほんとに大事なことだという認識しております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 北尾君。

○8番（北尾 潤君） 先ほどから答弁で自主財源の確保が一番目に来たりとか、あと商売みたいになってきたなどというところが、ちょっと僕ひっかかかっていて、そうではないんじゃないかなという気がします。

昨日の梅原議員の質問に対する答弁の中で、寺尾町長は、正しきによりて滅ぶ国あらば、滅びてもよしと言われました。済みません、これを言われた方がどなたかちょっと不勉強でわからないのですが、これは直接的な言い方をすると、国が滅びても正しいやり方を貫く、柔かくいうと結果を気にすることで、目的や手段が不純になってはならず、正しいやり方を貫くという趣旨だと捉えます。

僕は、このふるさと納税は経済的な目的が肝ではないと考えます。自治体や納税者の経済的利益を第一に追求することは正しいやり方ではない。もちろん、最終的に収支を意識することは必要なことですが、町外からより多くのお金を集めること自体を目的にしてしまったら、そこに大義はなく、自治体間の消耗戦に巻き込まれ、結局経済面でも不毛な結果が待っていると確信しています。このふるさと納税は、本町出身者や本町にゆかりのある人たちからの感謝や応援の気持ちであり、それを受け取った私たちはその気持ちに応えるべく、安心・活力・愛のあるまちづくりにより懸命に、継続的に取り組むことに意味があると考えています。その結果が、本町のアピール、すなわち経済効果のはずです。

最後に、先ほど正しきによりての後に、昨日は言われませんでした、断じて滅びずと続

いています。本町のふるさと納税はお金を幾ら集めるかを第一の目的とせず、気持ちや熱意のやりとりをすることが本町の発展につながるという姿勢で取り組みたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。町長の見解を問います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） ほんとに、最初そういう商品を贈るとかいうことが巷でもてはやされるもので、ややそのことに対して反発を覚えて、余力入れなんだと自分で思っていました。せやけど、いよいよ消耗戦になるとしても、実態、そういうふるさと商品を贈って、贈ってもらおうということを総務省が認めてるということになれば、私の言葉でいうと時流に乗らんと取り残されるという、一方危惧があります。

もう1つは、やっぱりまちづくりについてしっかりと理解を得て、そして寄附をいただくとか納税をいただくということが一番正しいことだと思ってます。

私は、どっちかいうたら後者的、しっかり説明して、そして理解者を1人でも増やして、そして京丹波町をよくしていきたいと思ってる1人なんです、そんな商業出身の民間企業経営者がそんなこと言うってどうなるんだというようなお叱りを受けんように、商売的なふるさと納税も活用せざるを得ないというのが私の立場と理解してもらったらうれしいです。

以上です。

○議長（野口久之君） 北尾君。

○8番（北尾 潤君） 僕は、自分がやってみてすごくよかったなというふうに思います。説明しているうちに、これはお金いただくからにはしっかりと仕事しなきゃいけないと思うので、できたらここにいる職員さんとか、あと議員の方々にも町外の人に声をかけてもらいたいなって。その中で、情報交換があったりとか、繰り返しになりますけど、お金もらうんで責任持って仕事に取り組めるんで、そういう観点でこれからふるさと納税に取り組んでいきます。

質問を終わります。

○議長（野口久之君） これで北尾潤君の一般質問を終わります。

次に、山田均君の発言を許可します。

山田君。

○14番（山田 均君） ただいまから、平成27年第2回京丹波町定例議会における、日本共産党、山田均の一般質問を行います。

5月は30度を超える異常な気象でしたが、政治も異常な状況になっています。安倍首相の憲法無視で、戦争のできる国にしようとする執念は異様な姿勢です。4年たっても、福島

原発事故の終息の見通しも立たない中で、使用済み核燃料の処理方法も確立できていない中でも、原発再稼働を進めようとしております。

大企業の横暴を規制している制度を、岩盤規制とって取り払って、企業が一番仕事をしやすい国づくり、これを進めようとしているのです。国の形を変えてしまうTPPも公約を反故にして進めようとしています。国保の都道府県化などの医療保険制度の大改悪を短時間で強行し、労働者の働く時間の規制をなくし、無制限にする法案の提出など国民の暮らしがどんどん追い込まれていっています。

今、先行き不安、生活不安が広がっています。町民を悪政から守る防波堤としての役割を担う役割が町政にあります。こうした立場から、私の質問を次の3点について、町長にお尋ねをいたします。

第1点に、戦争立法についてお尋ねをいたします。

安倍首相は5月15日に戦争法案を国会に提出しました。1つは、国際平和支援法という名の海外派兵恒久法、政府の勝手な判断により、いつでもどこでも米軍支援で、自衛隊の戦地派兵が可能となります。

もう1つが、平和安全法制整備法等の法案を一まとめにした一括法です。平時における米軍、武器等の防護や国連平和維持活動での武器使用に加え、紛争勃発時に自衛隊が参戦するための集団的自衛権行使の定義などが混然一体で盛り込まれています。法案の中身に対する国民の正しい理解など安倍政権は初めから度外視しているのです。

今回の戦争法案が日米両政府による新たな日米軍事協力の指針と一体で進められてきたことも重大です。これ自身は、戦争マニュアルともいえるべきもので、日米共同の軍事作戦や自衛隊の米軍支援のさまざまな事態が想定されています。しかも、自衛隊が米軍の指揮下に入り、あらかじめ戦争計画を立案することになっており、米軍が先制攻撃で起こした侵略戦争でも日本は軍事的支援を断ることができなくなります。今、戦争か平和かが鋭く問われているのです。

京丹波町は、平成19年に非核平和自治体宣言を行いました。この宣言では、対話と協調の重要性を確認し、核兵器の一日も早い廃絶と戦争や紛争のない平和な世界の実現を望みます。平和を願う全ての人々と相携えて行動することを決意するとなっています。

そこで、お聞きをいたします。戦争や紛争のない平和な世界の実現を望むと宣言した非核平和自治体宣言の町の町長として、海外で武力を行使できる道を開くこの法律は、反対を先ほど東議員の質問でも表明をされたわけですから、そうした立場から、非核自治体宣言の町として、今、取り組むべきことはないのか。具体的に取り組む考えはないのか。まずお伺いをい

たします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 先ほど、東議員にお答えしましたとおり、我が国は唯一の被爆国であることから、核のない真の恒久平和の実現を強く訴える責務があると認識しておりまして、また、平和が守られ続けることを念願するものであります。安全保障の問題は基本的には国の専権事項であります。国政の場において、しっかりと議論が尽くされるべきことと考えております。

今、言うていただいたとおり、京丹波町は、非核・平和を広く啓発、推進する取り組みを継続している町だという認識でおります。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田 均君） 具体的な取り組みとして、8月に京丹波町の場合は庁舎の前に懸垂幕等を出していただいているわけでございますけども、さらに平和展とか、また広報で戦争体験の特集号などそういう取り組みも具体的にすべきではないかと思うんですけども、そうした取り組みについてお考えを伺っておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 懸垂幕とかいろんなことを、懸垂幕はしているということで、それ以外についてもご提案いただいたんですが、私はそれなりにどんな小さな集会でも、今年は平和のことについてっていうて話させてもらってます。ほんとに大事な今年だという認識で、私なりに平和についてはこう思ってるということをはっきり申し上げてるんで、ほかについてはまた担当課から今の発言について、担当課から反応があったら決して否定はしないということだけお約束しておきます。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田 均君） 町長からそういう取り組みに対する担当課での提案を待っておるといようなことでもございましたので、ぜひ今年70年という節目の年でありますので、府下でも取り組んでおる市町村もあるわけでございますので、平和展とか、また広報での戦争体験特集を組むとか、ぜひそういう取り組みを非核自治体宣言の町として、ぜひ今年は取り組むべきだということを申し上げておきたいと思えます。

また、最近の世論調査でご存じかと思えますけども、圧倒的多数の方が今回の戦争法案に対する反対というのは非常に多いわけでございます。国会では、自民党、公明党の与党が多

数を占めておるわけでございます。4区から選出をされております国会議員、町長も応援をされておるわけでございますけども、やはり今ありましたように、国の専権事項とこう言われるわけでありますから、私どもが選んだ国会議員が本当に今の我々の気持ちをしっかりその立場に立っていただくという意味から、そうした京都府下参議院議員も含めて、京都選出の国会議員に戦争法案反対の意思を、町長として私は伝えるべきだと思うんですけども、その点について町長の意思を伺っておきたいと思えます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 私が応援している、国会議員やさかい言うてもよいと思うけど、慎重派やさかいにね、国会の自民党の中では。そういう1つの勉強会に顔を出してはるという事実もあります、慎重派の勉強会に。非常に心強く思ってるんですが、私は一議員について言うてるんじゃなく、国会で議論されることなんで国会の議論までとやかく意見言える立場でないんですけど、とにかく戦争ができるようなことになってない国の形を崩すということについては、もう断固反対するという立場です。そんなことは、つき合ってる政治家やったら皆知ってくれてるということで、特に国会議員の人とこういう議論する場は、私にはないもんで、議論はしてないけれど今の一般的にいう安保法制の改革については、私は反対ということだけはっきり申し上げておきます。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田 均君） 町長のそういう意思をぜひ選出の国会議員に伝えると、これも1つの町民の声を届ける1つですので、やはりしっかり声を届けるということが必要だということをもまず申し上げておきたいと思えます。

国政では、秘密保護法、武器輸出三原則の撤廃、国の主権を売り渡すTPP、教育委員会を市長、町長などの首長が指導権を持つ制度に改悪をする、農政改革のもとに農協や農業委員会制度を農民から大企業本位に改悪をする、国民の全ての情報を一括管理するマイナンバーの導入、医療制度の改悪、弱者を切り捨てるこういう法案、あらゆる分野で国民を管理すると同時に、情報は出さない、秘密にすると、こういう方向に動いているというように思えます。

これを一にして、今戦争法案を夏までに成立させると、アメリカで約束をして強行しようとしているわけです。絶対に、殺し殺される国にはならないということを強く申し上げて、次の質問に移ります。

第2点目に、第三セクターの運営について、お尋ねをいたします。

平成26年度に執行されました丹波マークスを運営する丹波地域開発に経営支援として6億700万円の多額の公的資金投入は、町民の行政への信頼を大きく低下させたと考えます。これは、平成9年5月26日付で12億3,800万円を商店街整備等支援資金として、無利子で京都府から借り入れ、貸付額の内訳を見ますと、会社が所有する宅地1万3,145平米、借地権が6億1,200万円、店舗・設計監理費を含む3棟で5億円、構築物として外構工事、借地造成工事、看板・広報等に1億2,300万円、設備として通信設備、集計システム、什器・備品が300万円として、貸し付けの根拠とされています。

そして、返済計画では、平成14年9月30日から平成28年9月30日まで、15年間毎年8,253万3,000円を均等に返済することになっていましたが、返済を始めた2年目の平成15年は予定額の半分しか返済できず、残金は翌年度に繰り延べし、16年度以降も同じ方法で10年間続けられました。京都府の制度資金で、無利子で利子負担のない有利な資金でありました。第三セクターということから制度資金を借りることができたわけです。普通の金融機関であれば、利子分だけでも莫大な金額になっていたと思います。

今回、経営者の責任は何も問わずに、税金投入を行い、さらに副町長含む町幹部や町の関係団体の幹部が丹波地域開発株式会社の役員に就任するなど全面的支援を行いました。今後、京丹波町が丹波地域開発株式会社の運営にどのようにかかわっていくのか、明確にしておく必要があります。

平成26年8月5日付で、総務省が第三セクター等の経営健全化等に関する指針の策定についてとして、通達を出しています。この指針の第2項では、地方公共団体の第三セクターへの関与として、地方公共団体は第三セクター等の健全な経営が維持されるように経営状況等を把握し、適切な関与を行うことが必要であるとしています。

京丹波町としては、どのような対応をされていくのか、まずお伺いをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 丹波地域開発株式会社に対する今後の本町の対応についてですが、総務省の第三セクター等の経営健全化等に関する指針の経営責任の明確化と徹底した効率化等の方針を踏まえ、関与していくということでもあります。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田 均君） 今、まあ指針に基づいて関与していくということですが、今もありました、1つには第三セクターへの関与については経営状況の把握・監査・評価、議会への説明と住民への情報公開と、公的支援の考え方や第三セクターの健全化についての役割分担、第三セクターの設立など、また今ありました経営責任の明確化と徹底した効率化

というようなことで、こういう通達が出されておりました、今それに基づいてやるということとでございました。

1つに、第三セクター等は地方公共団体から独立した事業主体として、みずからの責任で事業を遂行する法人であり、第三セクター等の経営責任は経営者に帰するものである。経営者は経営が悪化した場合には、民事・刑事の法的責任追及が行われることを十分に認識した上で、経営に当たることが必要であると。

2つには、地方公共団体は第三セクター等の役職員の選任については、職務権限や責任にふさわしい人材を広く求め、民間のノウハウを含めた適切な知見を有する人材が積極的に登用されるように努めることが必要である。地方公共団体の長や、職員が役員に就任する場合にあっては、その職責を果たし得るのか十分に検討を行うことが求められる。また、退職者の採用についてもよりふさわしい人材はいないのかと十分な検討が必要であるとしておるわけでありませう。

そこで、お尋ねをします。今もありました経営責任の明確化と徹底した効率化等の中で、3つ目に地方公共団体は、第三セクター等の人事、組織機構のスリム化、徹底した効率化を不断の取り組みを進めることが必要不可欠であるとして、組織体制、責任含む会計及び資金の管理、監督方針や基準を策定し、明確にしておくことが望ましいとしております。

丹波地域開発株式会社の経営に全面的に支援を行ったことから、通達にありますように、地方公共団体の京丹波町として、これに基づいた責任を明確に確認をしておこうと思うわけですが、町長の見解、伺っておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 総務省が求めていますこうした一連の三セクに対しての経営健全化等の指針というものは、別に三セクやなかってもこういうことが求められてるという認識で、私はおります。民事・刑事用の法的責務の追及を受けるということはもう当然のことだと思っております。このとおりで指導どおり、とにかく関与するということをもう一度申し上げておきます。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田 均君） もちろん関与ということとでございませうので、明確にそういう指針を出しておくということになるわけですね。そういう意味で、この京丹波町として、丹波地域開発株式会社のそういう指針に基づく内容について、どういう形で整理をされておるのか。当然だということであれば、指針に基づいて内容をきちっと整理しておくということになりま

すし、そういうことが、先ほどもありました、議会や住民にもちゃんと情報公開するという
ことも求められておるわけでございます。そういうことについて、明確なそういうものがで
きておるのかどうか。また、できていないということであれば、いつまでにそういうことを
きちっと整理をされて、文書化されるのか、あわせて伺っておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 今までから、こういう指針を承知して丹波地域開発株式会社は存在し
とったし、経営されていたということです。

そして、これからもそうした新しい取締役さん、監査役さん、いわゆる役員と言われる人
はこの指針にのっとり経営をしてくれるものだと、私は思っております。

あとは、内容についてはせつかく代表取締役社長の副町長がおりますので、また答弁はし
たらよいかというふうに思います。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田 均君） 町長は、今やってくれることだと思うということでもございましたけ
ども、派遣されておる副町長はじめ役員は、丹波地域開発株式会社の経営に携わるというこ
とですので、今申し上げたのは京丹波町として、町としてきちっとそういう第三セクターに
対する指導・監督、きちっとこの指針に基づいてやりなさいよということなんでね。別のこ
とだと私は思うし、そういう指針だと思うんですね。

今の町長の見解を聞いておりますと、やってくれるもんだというそういうことなんですけ
ど、そうではなしに、町としてしっかりこの指針に基づいて指導・監督し、そしてきちっと
整理をしておく、文書化していくというこうことだと思うんです。昨日の村山議員の質問に
も、指針どおりやっているということを言われたわけですから、この総務省の指針に基づい
て町としてやるということをもう一度改めて伺っておきたいと思えます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） よく指導っていう言葉が出てきますけど、どっかで法律文言出てきま
すか、指導するっていうこと。私、ちょっとこの読んでる中に指導という言葉が出てこんね
んけど。いずれにしても、山田議員がおっしゃってるようなことは、行政ですから当然です
よ。それは、していくということです。会社もされるだろうということを言うて、詳細につ
いてはもし会社を聞かれるんやったら、代表取締役がいますよと言うたし、当然総務省が第
三セクター等の経営健全化に関する指針と、経営責任の明確化を徹底した効率化等の方針が
出てるわけですから、それに従ってきちっと関与する、対応するというのを申し上げてお

きます。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田 均君） この指針に基づいて、指導・監督するということをございます。ここにありますように、議会への説明と住民への情報公開という項目もあります。これについては、そういう求めがあったらちゃんと情報公開すると、こういうことで確認をしておきたいと思います。

あわせて、総務省が出しましたこの第三セクターの経営健全化の推進等については、いわゆる丹波地域開発はもちろんですけども、京丹波町が該当する第三セクターもたくさんほかにあるわけをございます。そこへの、当然この指針に基づく指導・監督をせんなんということになってるわけをございますけども、これについても当然総体的にやられておるといことなのかどうか、当然そういうものは、ただ行政でございますので、文書化をしていつ、どういう協議をして、どういう中身なんだということもきちっと住民にも議会にも公表できると、こういうことでなければ何もならないわけをございますので、あわせてその点についても伺っておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 町内の第三セクターの経営については、総務省の指針に基づき、行政として必要な関与をする、対応をするということ です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田 均君） 必要な関与、指導をするということにしておるといこと。

○町長（寺尾豊爾君） 指導、言うてませんよ、私は。指導するほど力なんかないさかいに、山田議員、ずっと言うてるんですよ。ここにも書いとんですよ、指導・監督する。といこととは、私はあえて関与とか、対応と云うとる。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田 均君） 文書、今原本ここにも今ありませんので、指針に基づくのを見ておりますと、総務省が出しておるのを見ますと、行政がきちっと第三セクターに対して、指導・監督しなさいよといことは文書の中にありますのでね。ただ、やっぱりその第三セクターというのは、町が加わってつくった組織でございますので、その団体よりも町がお金を出しておるわけをございますから、権限も皆持っていると。丹波地域開発でしたら、大きな筆頭株主と言われるそういう権限持っておるわけをございますから、当然そういう立場でやると。

町長は、前の議会でも言われましたけれど、一般的には大株主というのはすごい厳しい人が大株主なんだと。この第三セクターというのはもう一番優しい株主なんやと。行政に対してそういう見方をこれまでからされておったんだと思うんですけども。やっぱりそういう面でいうと、行政の責任というのは非常に重いわけなんで、そういう行政がしっかり指導・監督しなさいよというのは通達が出されとる中身やと、私は思うんで、もちろんそれを住民や議会にもちゃんと公表しなさいよというように示されてるわけで、これは結局夕張がああいう破綻をしたことに基づいて、国が第三セクターに対する指導・通達を出したと。行く行くきちっと第三セクターとして自立できるものは、もう行政は手を引きなさいよということも書いてあるわけで、当然そういう公共性はもちろんあるわけですけども、本来はやっぱりそういうものだ。経営の責任はちゃんと経営者が持つべきだと。

こういうように、そういう曖昧なところをしっかりと引きさせなさいというような指導だと思うんですけども、そういう立場でしっかりと京丹波町が関係する第三セクターについては、そういう態度をとってしっかりとやらなきゃいかんとかいうふうに思うので、申し上げたということでございます。

町長、見解があったら伺っておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 山田議員、何回も言うとしてやけど、私大株主としての意見はもう率直に、例え副町長が社長であっても申し述べますよ、当然ですから、大株主として。

それで、山田議員なんかの文書かどうか知らんけど、私は過去に当初、株を買うということはそれなりの魂胆があった、いわゆるそういう意図があったということのを答弁してるの、書いとってでしょ。そうなんですよ、そうやなかったら、昔の丹波町ね、3億円出資した意図がないと、魂胆があったというて私ははっきり言うとするんですね。それは何やいうたら、やっぱりあれだけの消費者が利用しはるとこやさかいに、3億円を出資する。あるいは、出店者も地元業者で、あるいは生産者も地元の方でと。生産も、いわゆる私の言葉でいうて、零細企業の経営基盤にも資するという意図を持って出資しとるわけですよ。

もつという、雇用の場としても約200人ぐらいの人が働いていらっしやると、そういう場に投資する。これも投資するのには何かメリットがあったという魂胆の1つですよ。あるいは、もつという、自主財源、3億円出資したけれど、4億円ぐらい、巻き上げとるという表現はよくないけど、ちゃんと税金として納めさせてるわけでしょ。そういう投資するいうたら、何も無いのに意図が無いのに、魂胆が無いのに投資しないということをするんですよ。

そやから、これからも同じスタンスですよ。やっぱり、会社尻たたいて、ずばりいうて。尻たたいて、町行政がしっかりともうけていくというのか、利益を上げていくということは当然のことだという認識でおりますので、その辺についてはお任せをいただいたらよいんじゃないかというふうに思っております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田 均君） 一番大事なのは、もちろんそれぞれ町長というのは何十年も、何百年も今の寺尾町長がするわけじゃないので、継続されていくということでございますので、やはりそういうことがしっかり引き継がれていくということが基本でございますし、もともとの第三セクターとして出発した丹波地域開発というのは、商店街整備等支援資金としてお金を借りたということなんですね。商店街を整備するという形で借りたということでございますので、そういう制度資金を活用しておると。

しかし、現実的にはもともとあった旧丹波の商店街が非常に疲弊していったという側面も、両面あるわけでございますので、そういう両面を見ながら、どうであったのかということも問われるということも申し上げておきたいと思っております。要するに、第三セクターに対する指導をしっかり町としてはやっぴいかんなんし、その責任があるということも申し上げておきたいと思っております。

次に、第3点目に、農業振興対策についてお尋ねをしておきたいと思っております。

梅雨入りが宣言されました。町内での田植えもほぼ終わりを迎えておるわけでございますが、農家の中で心配をされているのが本年のお米の値段であります。平成26年度に大幅な米価格が下落をいたしました。今交渉が最終段階と言われておりますTPP、安倍内閣は結局アメリカの要求を拒否することなく、米の輸入を受け入れるのではないかとこのように見方で米の相場がさらに下がるとして、多くの業者は買い控えをしているということで、米余りの状況をつくり出してございまして、平成27年度米価はさらに下がるというように言われております。

この分野でも、安倍内閣のアメリカべったり、大海べったりで、世界で一番経済活動がしやすい国への政策を反映しているわけでありまして。生産費も賄えない価格では、当然立ち行かなくなることを知りながら、市場原理を導入して農村そのものを疲弊させていく、こんなやり方で地方再生、言えるのでしょうか。

中山間の地域では、農家の高齢化で田んぼはもちろん畑、山も維持、地域を守ってる大きな役割を担ってるわけでありまして、この米価の大幅な下落とあわせて、獣害被害などの対

策にも苦慮してるのが現状です。この状態が続けば、農地の荒廃が増加するのは目に見えてるわけでありまして、京丹波町として独自の取り組みが必要と思うわけでありまして。消費者から求められる安心・安全な農産物の生産、必要だと思います。

何度も取り上げておるわけでございますけども、町独自に作製をした安心・安全な農産物、京丹波町農業振興協議会という、仮称でありますけども、そういうものをつくって、そのまま認証していく制度、こういう方法などを取り入れて、付加価値のある農産物の生産・販売に取り組むべきだと思うんですけども、町長の見解を伺っておきたいと思っております。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） さきの話、ちょっとだけ答弁の機会を得てないので、山田議員、もう一度すり合わせさせてもらいますけどね。旧商店街が寂れた、それはひょっとしたら丹波マーケスができたから違うかというような趣旨の話ですけど、商店街整備等資金ですね、無利子で借り入れたんですよ。そのときに、私説明してますよ。これは、変形した商店街ですよ。商店街の再開発の資金なんですよ。もともと中小企業法に基づいて、商店街の整備資金として導入してますね。全て認定を受けて導入したんですよ。これができたさかいいうて、シャッター街が出現したとは、私はそういう認識全く立ってません。

それが証拠に来てくださいって。来いひんという人は、それだけの、今後もこの場所でやっていると残ってはるわけですから。確かに全国シャッター街ができてますけれど、新しい商店街ができて、これは歴史の1つの事実なんで、あっちに商店街が起きたり、こっちに商店街が起きたりということ。これ、しいひんかったさかいいうて、今の商店街が成立していたかどうかということ、山田議員でも推測できひんと思うんです。そういうことだけ言うときますわ。

そういうことと、今、ご質問いただいた農業振興政策ですけども、地域農業の振興や農家所得の向上を目的として、独自の認証制度を設ける市町村が増加しております。認証制度の内容や有利販売等が実施できるか研究してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田 均君） 研究をしたいということでございますけども、ここに平成24年の2月24日の農業新聞なんですけど、府下精華町というところで新聞が報道されておまして、ここでは、減農薬、減化学肥料に努める農家が認定基準に適用する方法で生産した場合、町が発行する認証マークを農産物に表示することができるという仕組みをつくったと。認証を受けるためには、府のエコファーマーになること、もしくはそれと同等の減農薬・減化学肥

料の方法で栽培していくことが前提条件となると。町へ申請すると。農家からの申請は町、府、農協、農業共済などでつくる協議会で審査され、合格すれば農家に認証書が交付されると。町では将来的に制度が安全・安心の証として定着し、生産者と消費者の信頼のかけ橋となることを目指していると、こういうふうに報道されとるんですね。

今、町長からもそういう答弁がございました。ぜひ、そういうようなものを1つつくって、大いに京丹波町で生産される農産物は安心・安全だと。それは、この記事に基づいているんだというようなそういうものを売りにして、もちろん道の駅も含めてですけども、大いにやっぱりこの独自性を持っていくということが、私は非常に今大事になってるというように思いますので、ぜひ検討を早く進めていただいて、一日も早くそういう方向をしていただきたいということもあわせて申し上げておきたいと思いますし、今農協などでは、ご承知のように出荷をするときに、栽培利益というのをきちっと出さんなんようになってるわけですね。そうしなければ、出荷ができないということになっております。

それぞれ道の駅などの販売についても、そういうものが求められる時代になってきておるわけですから、今申し上げましたような認証制度みたいなものをつくれば、それが栽培履歴にもきちっと記入もできるわけですので、それに基づいて栽培すれば。非常に、それは小さな農家も記入もしたり、提出しやすくなるというそういうことも1つ必要ですし、京丹波町ではそういう取り組みをしておることがアピールできると、これは生産者も、消費者も大いに一致できるし、安心・安全という方向になると思うので、ぜひその方向で取り組んでいくべきだと思いますし、京丹波町のような1万5,000、6,000人の町ですので、そういう取り組みが逆にまたしやすいというように思うんですね、徹底もしやすいし。

ぜひそういう取り組みをしていただきたいし、また京丹波町は府下最大の酪農団地も持っているわけでありますから、そういうものを使っていくということでございまして、できれば綾町という町がありますが、そこではいろんなマークをつくって発行しておるということもありますので、ぜひそういうようなことも取り入れて生産者にも激励を与えるし、消費者も安心というそういう取り組みを進めていくということをぜひやっていくべきやということを申し上げておきたいと思います。

2つ目に、農業振興対策の重要な柱であります獣害対策について、伺っておきたいと思えます。

町長は、この獣害対策は最重要課題と位置づけられておるわけでございますが、この獣害対策というのをもう少し総合的にしっかり考えていくべきではないかというように思うわけでございます。現在は、対策として侵入防止については金網フェンスとか、電気柵、そうい

うものに対して資材の費用の補助をしているわけでございます。駆除は、猟友会に委託をして、運営費や駆除費用、町が負担しておるわけでございます。

この駆除の報償金というのがございます。これ、平成23年は3,049万3,000円と、24年が2,527万7,500円と、25年になりますと4,637万3,240円、平成26年は4,429万7,000円ということで、非常に多額の費用を払っておるわけでございますけども、これ26年度で登録されている駆除隊員数で割りますと、平均1人66万1,250円という報償金になるわけでございます。駆除の隊員の中には年間1頭も駆除できなかった方もありますので、1人で年間100万円以上の報償金を受け取る駆除隊員もあるんじゃないかと思うんですが。

今この有害駆除について駆除するシカの場合、頭数割り当てをしてるんですね、猟友会は。駆除に、この月はあなたが5頭ですよとか、6頭ですよとかこういうことをやっておるわけですが、これ趣旨が、私は間違ってるやないかと思うんです。そもそも猟友会というのは有害の駆除、捕獲を目的にした組織ではなく、狩猟は許可されている鳥獣の狩猟を行う狩猟者の組織であって、組織の目的からも違うと思うんです。

そこで、お尋ねするんですが、福知山市では危険を伴うこの駆除行為である有害駆除対策として、行政の責任と権限で実施をして駆除隊員などの選任、編成も行政が主体的に行うと、こういう本来のあるべき姿だと思うんですけども、本町でもこの原則に立って有害駆除を行うべきだと思うんですけども、町長の見解伺っておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 有害鳥獣の捕獲活動ですが、京都府からの権限委譲によりまして京丹波町が有害鳥獣捕獲許可証を発行し行っております。安全かつ迅速に対応いただく必要があります。それには組織的な統制が必要と考えております。また、捕獲隊員の捕獲技術等行政では把握できない部分もあり、捕獲隊員の選出も含めまして京丹波町猟友会に委託を行い、組織的に捕獲活動をしていただいております。

狩猟者の減少や高齢化等により鳥獣捕獲の担い手が減少していく中で、新たな捕獲体制を構築していくことは必要と考えております。今後、検討してまいりたいと思います。

福知山方式のあるべき姿というおっしゃってるんで、それは1つの見識だと思います。そういう形もあろうかというふうに私は理解させていただきます。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田均君） 町長にも、その報告がされとると思うんですけども、この有害駆除

による報償金の申請ですね、それには一定確認できる写真とか書類が必要とされてるんですけども、その申請が不正やと判断される書類もあるということなんですね。京丹波町で不正と判断される申請というのは何件あるのか、また府下で言えば、その不正のどれぐらいの位置になるのか、また改善策、どのように考えておられるのか、伺っておきたいと思えます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 担当課から正確に答弁させますけど、そんな多いことはないですよ、決して。本当に1人、2人の不行き届きな人だと、私は思っています。

担当課から答弁させます。

○議長（野口久之君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） 有害の報償金でございますけれども、今もありましたように報償金の支払いにつきましては、猟友会と委託契約を結んで行っております。やはり報奨金として支払うものでございますので、当然町のほうで最終確認をさせていただいておるところでございます。そうした中で、写真等の不備等があった場合については、その報償金の支払いについては行っていないような現状でございます。

年間の数でございますけれども、正確な数は現在資料を持ち合わせておりませんのでわかりませんが、写真の不備等そういったことで、支払いを行っていないということがあるのは事実でございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田 均君） 不正によって、有害駆除員から除外されるといいますか、執行停止といいますが、これ1年とかそういうこともある方もあるようでございます。やっぱり、そういうのはしっかり指導していくべきだと思うんですけども、やはり猟友会の中で、今もありましたように、頭数を制限するとか、駆除に対してですよ。本来、駆除というのはもっと獲ってもらわんと我々あかんわけです。しかし、猟友会の方からすると、獲り過ぎると冬場に獲れないというこういう矛盾もあるわけなんですね。本来の場合、趣旨が大きく違ってるんじゃないかというように思いますので、しっかりその辺は町が主体性を持つべきだということを申し上げておきたいというのが1つでございます。

もう1つは、処理の問題を伺っておきたいと思えます。

25年で2,459頭、26年で2,316頭という駆除をやっておりまして、この数年間見てもすごい数をやってるわけでございます。福知山、舞鶴、綾部では、3市で焼却場を

造るとか、いろいろやっております。また、埋め立てに対する補助を出すとか、そういうこともやってるわけでございます。

京丹波町としても、やっぱり埋設に責任を持つと、有害駆除に責任を持つという町の立場から、そういう焼却場などの設置、考えるべきやと思うんですけども、その見解伺っております。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 捕獲後の処分につきまして、現状は主に個々で処分いただいております。地元要望により設置いたしました町捕獲檻による捕獲については、地元で埋設が行えるよう処分場所の確保をお願いしております。

また、それ以外の捕獲についても埋設場所は必要であることから、今後、埋設場所を提供いただいたところへの支援を検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） これで山田均君の一般質問を終わります。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。よって本日はこれをもって散会いたします。

次の本会議は18日に再開しますので、定刻までにご参集ください。

大変ご苦労さんでございました。

散会 午後 2時37分

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

京丹波町議会 議長 野口久之

〃 署名議員 篠塚信太郎

〃 署名議員 東まさ子